

新冠町 公共施設等総合管理計画



平成29年3月
新冠町

目次

第1章 計画の概要	3
1. 計画の背景と目的.....	3
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 計画の期間.....	4
4. 対象施設等.....	5
第2章 公共施設等の現況と将来の見通し	6
1. 公共施設等の現況.....	6
(1) 公共施設の現況.....	6
(2) インフラの現況.....	8
2. 人口の現況と将来の見通し.....	12
3. 財政の現況.....	13
(1) 歳入.....	13
(2) 歳出.....	13
(3) 財政指標.....	14
4. 公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の見通し.....	15
(1) 公共施設.....	15
(2) 道路.....	18
(3) 橋りょう.....	19
(4) 簡易水道施設.....	20
(5) 下水道施設.....	21
(6) 公共施設等に係る将来費用の総額.....	22
5. 公共施設等の一体的なマネジメントに関する課題.....	23
(1) 公共施設等の老朽化への対応.....	23
(2) 施設保有量の最適化.....	23
(3) 財政状況への対応.....	23
第3章 公共施設マネジメント基本方針	24
1. 基本的な考え方.....	24
(1) 「量」に関する基本的な考え方.....	24
(2) 「質」に関する基本的な考え方.....	24
(3) 「コスト」に関する基本的な考え方.....	25
2. 公共施設等のマネジメント方針.....	25
(1) 点検・診断等の基本方針.....	25
(2) 維持管理・修繕・更新等の基本方針.....	28
(3) 安全確保の基本方針.....	29
(4) 耐震化の基本方針.....	31

(5) 長寿命化の基本方針	31
(6) 施設統廃合の推進方針	32
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	32
第4章 施設類型別基本方針	33
1. 町民文化系施設	33
2. 社会教育系施設	34
3. スポーツ・レクリエーション系施設	35
4. 産業系施設	37
5. 学校教育系施設	39
6. 子育て支援施設	41
7. 保健・福祉施設	41
8. 医療施設	43
9. 行政系施設	44
10. 公営住宅	45
11. 公園	46
12. その他公共施設	47
13. 道路	49
14. 橋りょう	49
15. 簡易水道施設	50
16. 下水道施設	50
第5章 推進方策	51
1. 総合管理計画のフォローアップ	51
2. 推進体制	51
(1) 庁内の実施体制	51
(2) 広域的な連携	51
(3) 町民との協働体制	51
3. 計画の進行管理	51

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と目的

現在、わが国においては、高度経済成長期から人口増加と社会変化により、公共施設や道路、橋りょう等のインフラの整備が進められてきました。当時から建設された公共施設等の建築年数が30年以上経過し、耐用年数が切れ、この先、大規模改修や修繕、建て替えが必要となってきました。

国全体の財政規模が抑制されている中、社会保障関係費用の増加に伴い、公共施設の整備や維持保全に投ずることができる財源は限られてくることが予想され、保有している公共施設やインフラを今後もすべて維持・更新するための財源を確保することは全国的に困難な状況にあります。

こうした状況の中、特に平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故は、公共施設、インフラの老朽化対策の必要性を強く認識させる契機となりました。

国においては、公共施設やインフラの全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成25年11月に「インフラ長寿命化計画」を公表しました。更に、平成26年4月、総務省は各地方公共団体に対し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう要請しました。

本町では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、学校や庁舎をはじめとする施設の建設、道路や公園などのインフラの整備を進めてきました。しかし現在、町内にある公共施設の約40%は建築後30年以上を経過しており、今後30年間で多くの公共施設が改修・更新の時期を迎えることとなります。

本町においても、現状の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、改修・更新、長寿命化などを計画的に推進するため、「新冠町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という）を策定し、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な方針を定めます。

公共施設等を整備してきた時代とは社会状況が変化し、住民や利用者のニーズは多様化しつつあります。また、人口減少や少子高齢化が進行する中で、ますます厳しくなっていく財政状況も今後予想されています。

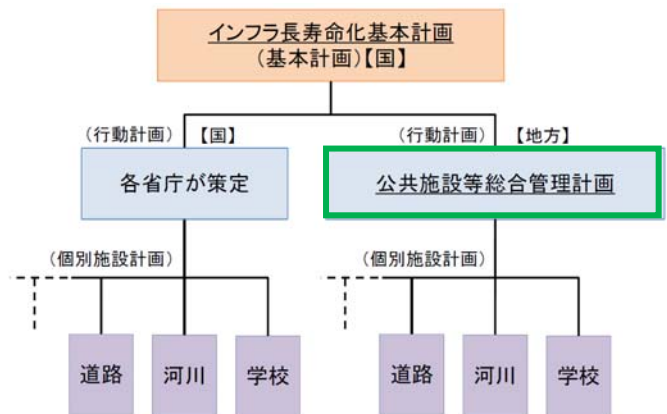
このような問題を考慮しつつ、経営資源の一つである公共施設等の一体的なマネジメントを実施するとともに、人材育成や今後導入される新公会計制度と連動することで、全庁的な取組を推進し、未来を見据えた最適な公共サービスをめざします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年 11 月に、国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当し、公共施設等の一体的なマネジメントの方針を示すものとして策定しました。

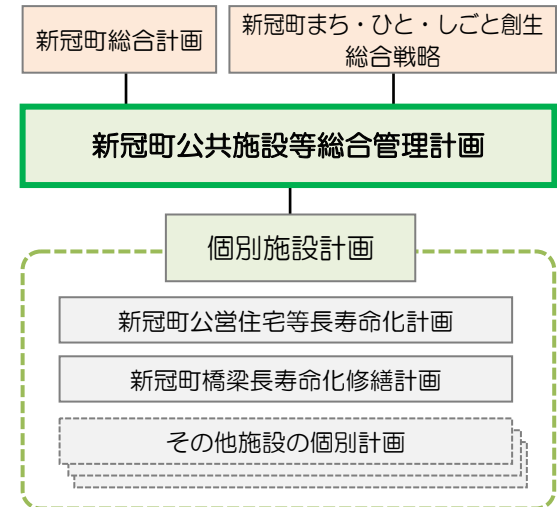
また、本町の上位計画である「新冠町総合計画」及び「新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を下支えする計画として整合をとるとともに、長寿命化計画等の公共施設に関する個別施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針と整合をとります。

■国の計画と本計画の関係



平成 26 年 4 月 22 日総務省自治財政局財務調査課資料より

■本町の各種計画と本計画の関係



3. 計画の期間

公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間の将来推計に基づき、計画期間を平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間として策定します。

策定した計画については、歳入減や歳出増加、制度改正など、本町を取り巻く社会情勢等に変化が生じた場合に適宜見直しを行うこととします。

H22年度	～	H29年度	～	H31年度	H32年度	～	H38年度	H44年度	
第5次新冠町総合計画 (平成 22～31 年度)					第6次新冠町総合計画 (平成 32～41 年度)				
新冠町公共施設等総合管理計画 (平成 29～38 年度)									
本町を取り巻く社会情勢等の変化により 適宜見直しを行います。									

4. 対象施設等

本計画の対象施設は、道路、橋りょう、公園、簡易水道、農業集落排水（下水道）などのインフラ、公営住宅、小中学校、町民利用施設、庁舎等の公共施設（普通財産を含む）とし、既存施設だけでなく、今後の新設を行う施設も対象とします。

区分	大分類	中分類
公共施設	町民文化系施設	集会施設
		文化施設
	社会教育系施設	博物館等
		その他社会教育系施設
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
		保養施設
		レクリエーション施設・観光施設
	産業系施設	産業系施設
	学校教育系施設	学校
		その他教育施設
	子育て支援施設	保育施設
	保健・福祉施設	高齢福祉施設
		児童福祉施設
		保健施設
		その他社会福祉施設
	医療施設	医療施設
行政系施設	庁舎等	
	その他行政系施設	
公営住宅	公営住宅	
公園	公園	
その他公共施設	その他公共施設	
インフラ	道路	道路
		橋りょう
	上下水道	簡易水道施設
		下水道施設

第2章 公共施設等の現況と将来の見通し

1. 公共施設等の現況

(1) 公共施設の現況

① 施設分類別の保有状況

本町が保有している公共施設は、130 施設、総延床面積 94,917.76 m²です。

施設大分類別の床面積割合では、公営住宅が 24.3%で最も多く、次いで学校教育系施設が 14.1%となっています。

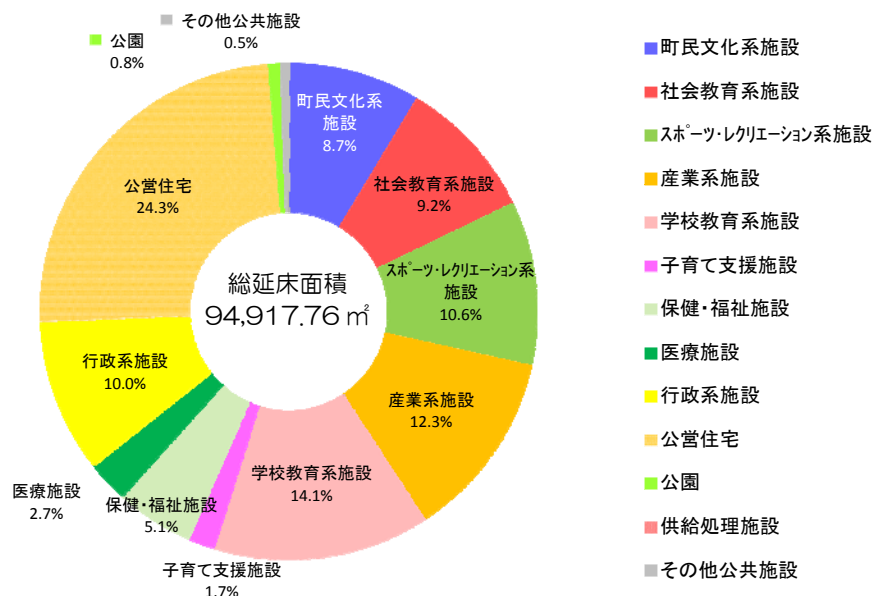
大分類	施設数	延床面積 (m ²)	面積割合 (%)
町民文化系施設	20	8,199.60	8.7
社会教育系施設	4	8,720.75	9.2
スポーツ・レクリエーション系施設	10	10,105.58	10.6
産業系施設	8	11,693.17	12.3
学校教育系施設	11	13,372.51	14.1
子育て支援施設	1	1,631.81	1.7
保健福祉施設	9	4,809.29	5.1
医療施設	6	2,546.80	2.7
行政系施設	12	9,510.24	10.0
公営住宅	14	23,105.37	24.3
公園	2	722.44	0.8
その他公共施設	33	500.20	0.5
合計	130	94,917.76	100.0

※平成 28 年 10 月末現在

※各施設に付帯する施設等については、施設と付帯施設で 1 施設と計上しています。

※公営住宅等については、各団地等で 1 施設と計上しています。

■ 町が保有している公共施設の施設分類別延床面積の割合

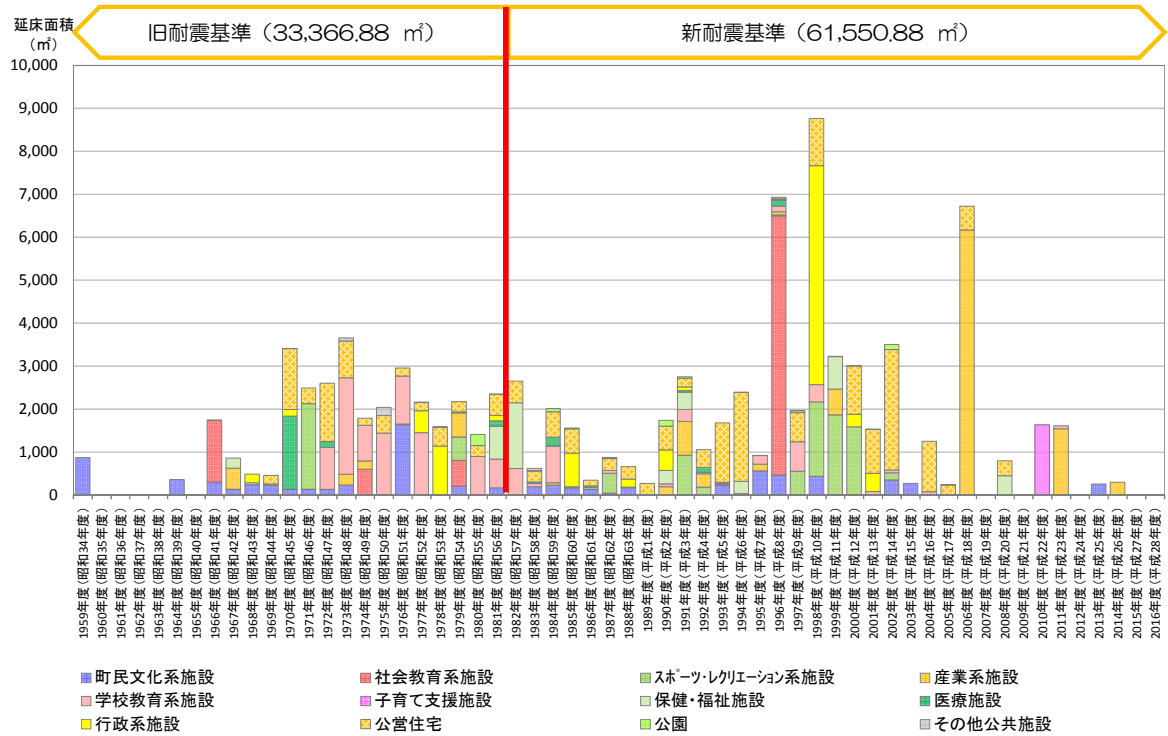


※平成 28 年 10 月末現在

②公共施設の整備状況

昭和 56 年以前に建築された旧耐震基準の施設は 33,366.88 m²、昭和 57 年以降の新耐震基準で建築された施設は 61,550.88 m²となっています。

■公共施設の建築年度別延床面積



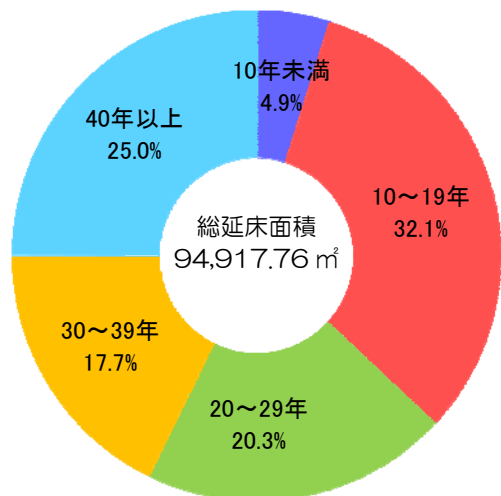
③公共施設の経過年数の状況

本町が保有している公共施設は、平成 28 年 10 月末現在、建築後 40 年を経過した施設が 25.0%を占める状況にあり、10 年後にはその割合が 42.7%となります。

■経過年数別延床面積と割合

経過年数	延床面積 (m ²)	割合 (%)
10年未満	4,617.94	4.9
10～19年	30,478.93	32.1
20～29年	19,271.24	20.3
30～39年	16,848.27	17.7
40年以上	23,701.38	25.0
合計	94,917.76	100.0

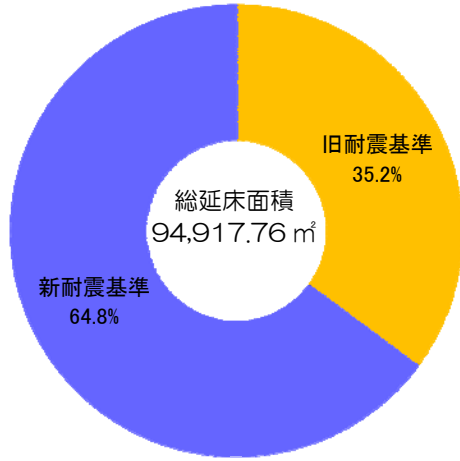
※平成 28 年 10 月末現在



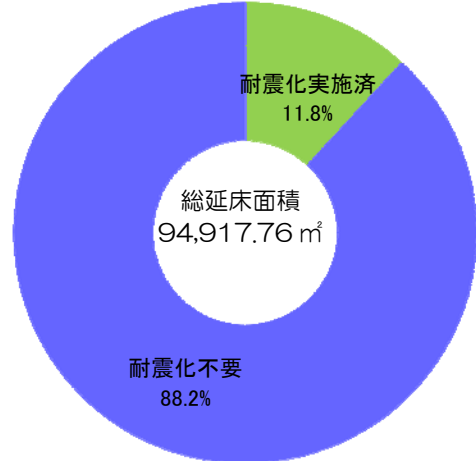
④公共施設の耐震化状況

公共施設のうち、新耐震基準で建設された建物は全体の64.8%、旧耐震基準は35.2%です。耐震化の状況は、耐震化不要が88.2%、耐震化実施済は11.8%となっています。

■耐震基準別延床面積



■耐震化の状況



※平成28年10月末現在

(2) インフラの現況

①道路

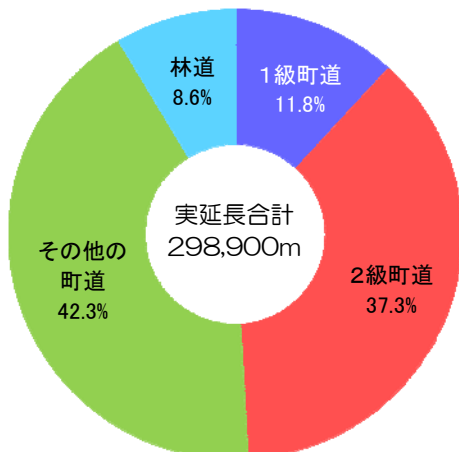
本町が管理している道路は、町道及び林道の実延長合計が約299km、面積が約140万㎡です。このうち、その他の町道が総延長約127km、総面積約54万㎡で道路全体の約40%を占めています。

■道路分類別延長と面積

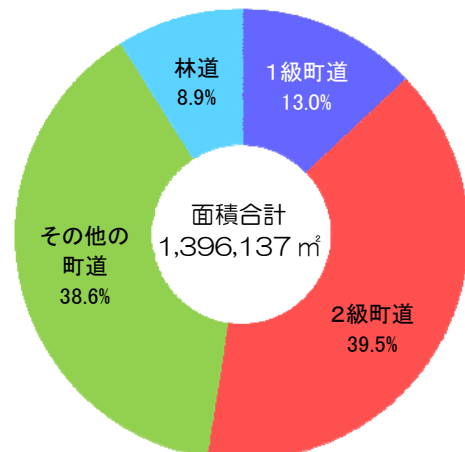
分類	実延長 (m)	延長割合 (%)	面積 (㎡)	面積割合 (%)
1級町道	35,380	11.6	180,900	13.0
2級町道	111,404	36.5	552,127	39.5
その他の町道	126,513	41.5	539,250	38.6
林道	25,603	10.4	123,861	8.9
合計	298,900	100.0	1,396,137	100.0

※町道：平成28年10月末現在、林道：平成18年3月末現在

■道路分類別延長割合



■道路分類別面積割合



②橋りょう

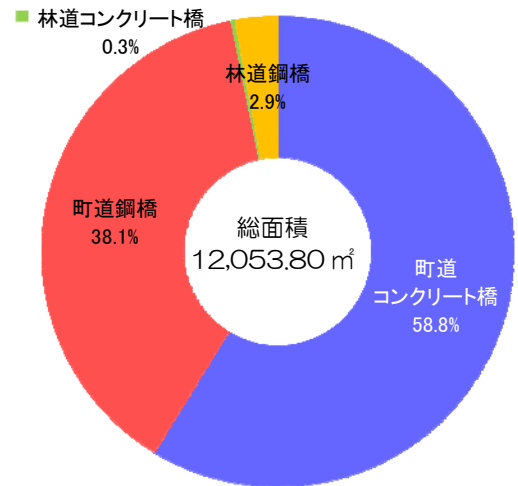
本町が現在管理している橋りょうは、全 94 橋、総面積約 1.2 万㎡です。このうち、構造別の面積ではコンクリート橋の面積割合が半数以上を占めています。

橋りょうの整備年度をみると、昭和 30 年代に整備された橋りょうが存在しており、経過年数 50 年以上の橋りょうは全体の 16.3%となっています。10 年後には経過年数が 50 年以上の橋りょうが全体の 32.0%となります。

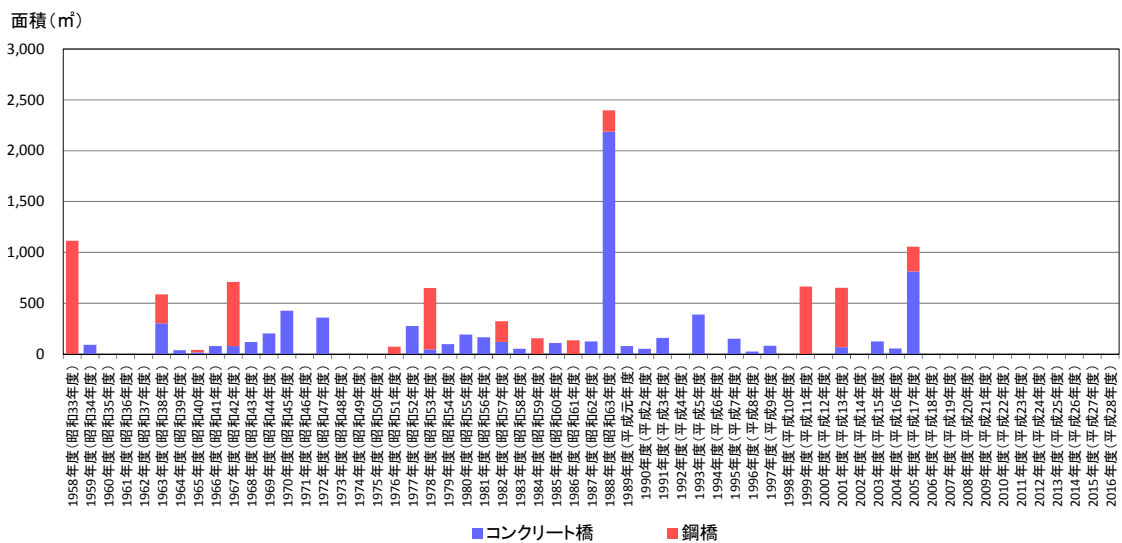
■構造別橋りょう数と面積割合

分類	構造	橋りょう数	面積 (㎡)	割合 (%)
町道	コンクリート橋	76	7,086.11	58.8
	鋼橋	14	4,586.99	38.1
林道	コンクリート橋	1	35.50	0.2
	鋼橋	3	345.20	2.9
合計		94	12,053.80	100.0

※平成 28 年 10 月末現在



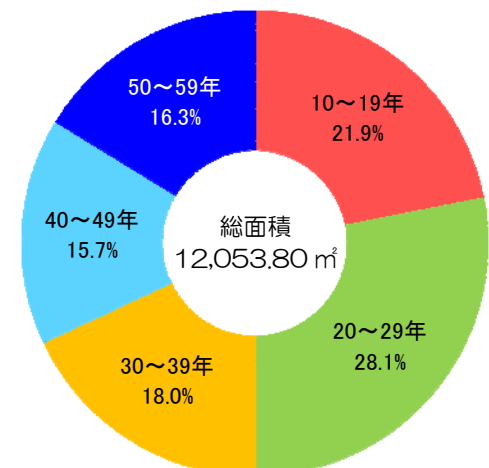
■整備年度別橋りょう面積



■経過年数別橋りょう面積

経過年数	面積 (㎡)	割合 (%)
10年未満	0.00	0.0%
10～19年	2,638.45	21.9%
20～29年	3,388.04	28.1%
30～39年	2,170.70	18.0%
40～49年	1,897.80	15.7%
50年以上	1,958.81	16.3%
合計	12,053.80	100.0%

※平成 28 年 10 月末現在



③簡易水道施設

本町の簡易水道施設は、浄水場、ポンプ場、配水池等が各地区に整備され、導水管、送水管、配水管の管路を通じて水道水が供給されています。

整備済の管路は総延長約 132km に及び、全体の 74.8%を配水管が占めています。

■施設種類

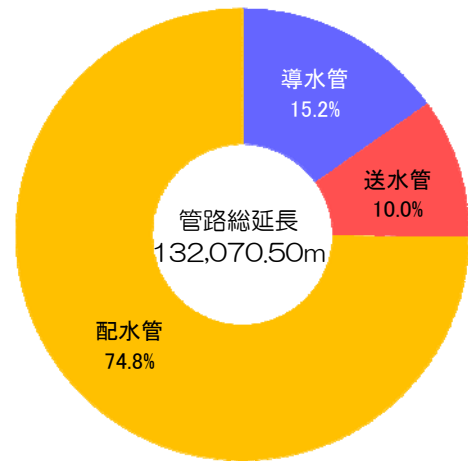
地区	施設	地区	施設
新冠地区	浄水場、ポンプ場、配水池	新和地区	浄水場
西泊津地区	配水池、ポンプ場	節婦地区	配水池
芽呂地区	浄水場、配水池	泉地区	浄水場、ポンプ場
共栄地区	浄水場	太陽地区	浄水場、ポンプ場、
高江地区	ポンプ場、配水池	東川地区	配水池
若園地区	導水ポンプ場	東泊津地区	ポンプ場、配水池、量水器室

※平成 28 年 10 月末現在

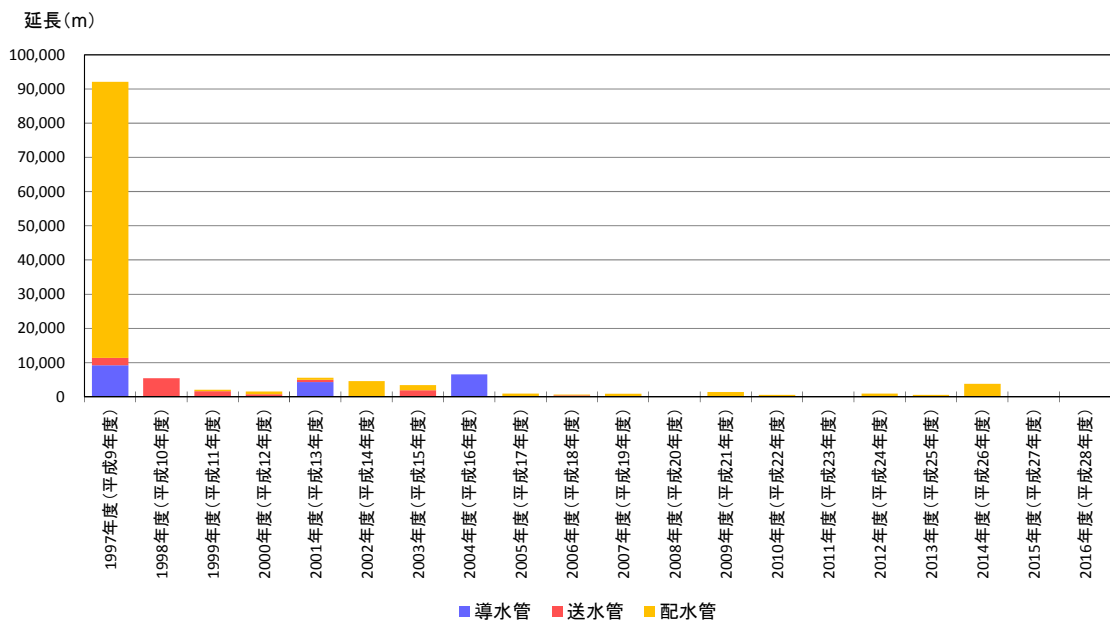
■管路種類別延長と割合

種類	延長 (m)	割合 (%)
導水管	20,118.00	15.2
送水管	13,148.00	10.0
配水管	98,804.50	74.8
合計	132,070.50	100.0

※平成 28 年 10 月末現在



■管路種類別整備年度



④下水道施設

本町が管理している下水道施設は、1996年に新冠ポンプ場が整備されました。
 管路は1993年から整備され、総延長が約28kmのうち塩ビ管が52.4%を占めています。

■施設種類

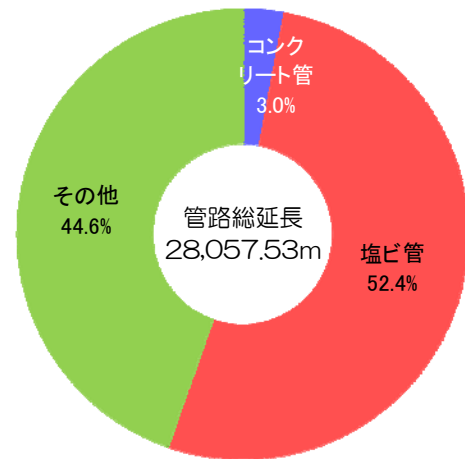
施設	整備年度	延床面積 (㎡)
新冠ポンプ場	1996	339.86

※平成28年10月末現在

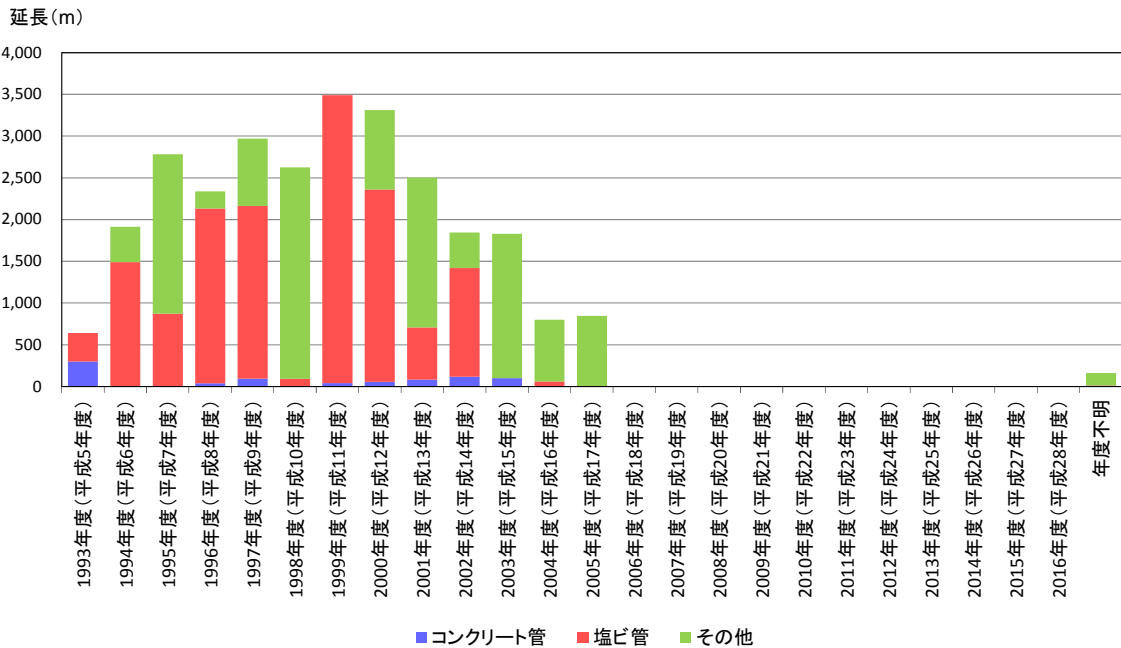
■管路種類別延長と割合

種類	延長 (m)	割合 (%)
コンクリート管	831.61	3.0
塩ビ管	14,707.40	52.4
その他	12,518.52	44.6
合計	28,057.53	100.0

※平成28年10月末現在



■管路種類別整備年度

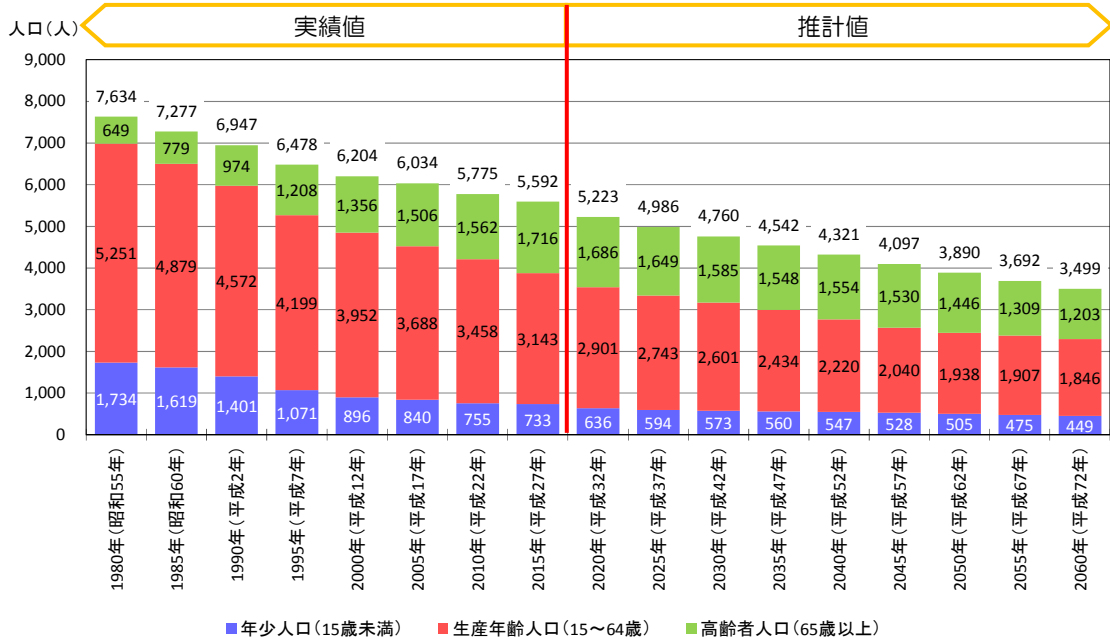


2. 人口の現況と将来の見通し

本町の人口は、昭和55年の7,634人から人口減少が続いており、平成27年には5,592人となっています。新冠町人口ビジョンによると、今後も人口の減少傾向は続き、2060年には3,499人になると推計されています。

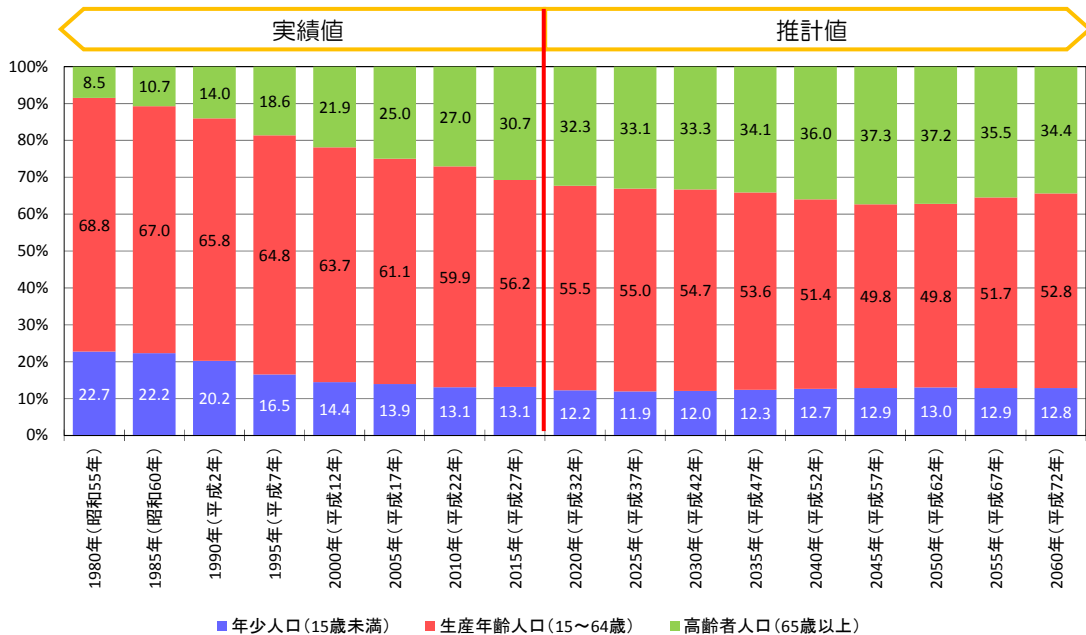
また、人口減少に伴い、少子高齢化が進展すると考えられ、高齢化率は平成57年に37.3%でピークを迎えるると予測されています。

■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移



※2015年まで：国勢調査、2020年以降：新冠町人口ビジョン（社人研準拠推計）

■ 年齢3区分別人口割合の推移



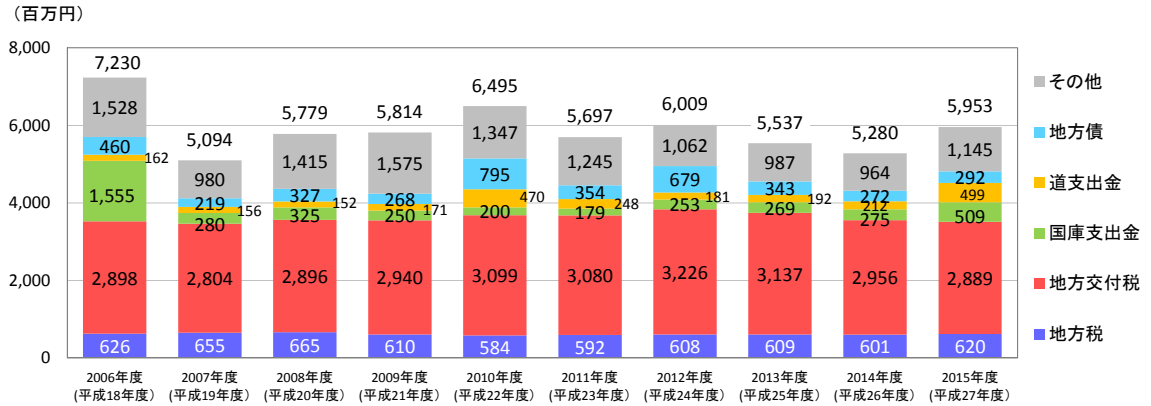
※2015年まで：国勢調査、2020年以降：新冠町人口ビジョン（社人研準拠推計）

3. 財政の現況

(1) 歳入

平成 18～27 年度の歳入総額は、平成 18 年度の 72 億 3,012 万円が最も多く、平均では 58 億 8,876 万円となっています。平成 27 年度の歳入総額は 59 億 5,257 万円で、その内訳では地方交付税が 48.5%を占めています。

■歳入決算額の推移（一般会計）



資料：新冠町

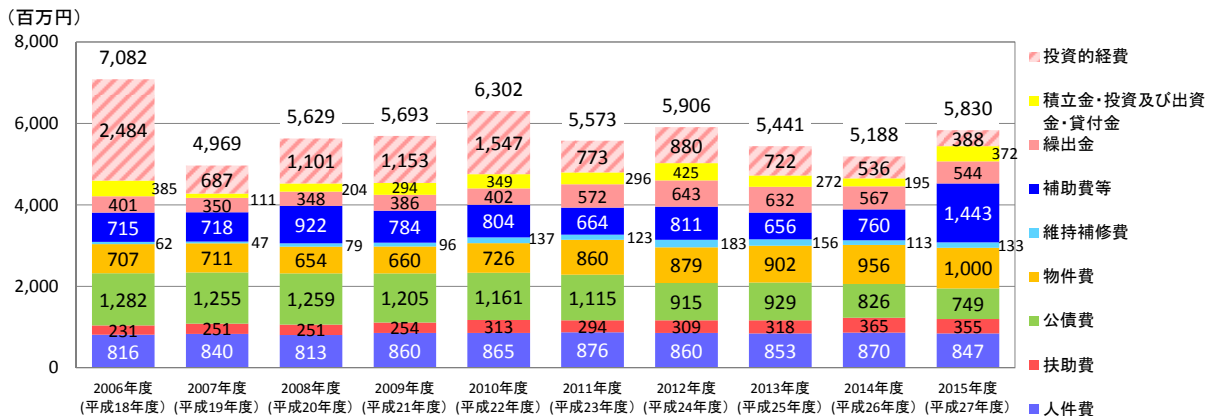
(2) 歳出

①歳出の現況

平成 18～27 年度の歳出総額は、平成 18 年度の 70 億 8,205 万円が最も多く、投資的経費が例年よりも多いことがその要因となっています。歳出総額の平均は 57 億 6,122 万円となっています。

平成 27 年度の歳出総額は 58 億 3,014 万円で、その内訳のうち義務的経費（人件費、扶助費及び公債費の合計）は 19 億 5,155 万円で歳出総額の 33.5%を占めています。

■歳出決算額の推移（一般会計／性質別）



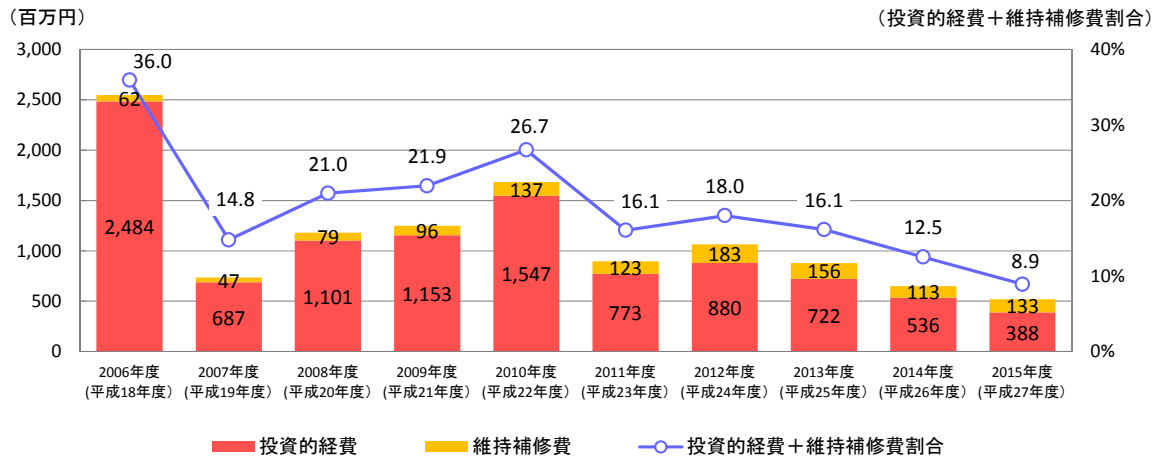
資料：新冠町

②投資的経費と維持補修費の現況

投資的経費及び維持補修費の合計額は、平成 18～27 年度の平均で 11 億 4,003 万円と
なっており、平成 27 年度は 5 億 2,024 万円となっています。

投資的経費及び維持補修費の合計額が歳出に占める割合は、平成 18～27 年度の平均で
19.2%となっています。

■投資的経費と維持補修費の推移



資料：新冠町

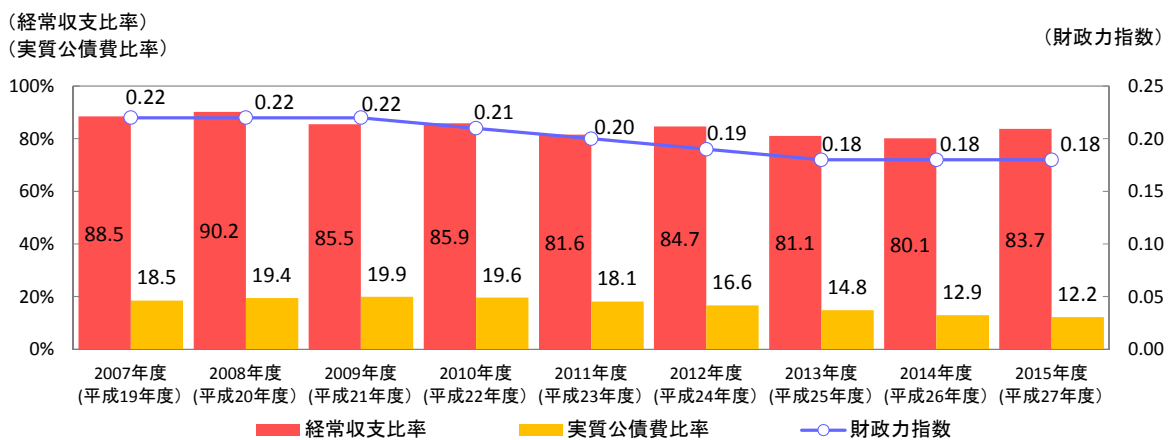
(3) 財政指標

財政の弾性を示す経常収支比率は、平成 20 年度の 90.2%から減少傾向にあり、平成 27 年度は 83.7%まで減少しています。

公債費に準ずる経費による財政への負担度合いを示す実質公債費比率は、ピーク時である平成 21 年度の 19.9%から減少し、平成 27 年度は 12.2%となっており、地方債の発行に国の許可が必要となる 18%を大きく下回っています。

財政力を示す指標として用いられる財政力指数は、平成 21 年以降減少傾向にあり、平成 27 年度は 0.18 となっています。

■財政指標の推移



資料：決算カード（総務省）

4. 公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の見通し

(1) 公共施設

現在保有又は管理しているすべての公共施設を維持すると仮定した場合の、大規模改修・更新に係る将来の費用（推計期間である今後 40 年間分）を算出します。

なお、各施設の大規模改修・更新に係る将来の費用（以下、「将来費用」という。）は、以下の条件で算出します。

・ 対象費用

- ・ 大規模改修費、更新費

・ 算出方法

- ・ 公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。
※施設ごとに、「更新年数・大規模修繕時期」に達した時点で、延床面積に「単価表」に示すそれぞれの単価を乗じ、40 年間における総額を算出しています。

・ 単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

分 類	大規模改修 (万円/m ²)	更新（建て替え） (万円/m ²)
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
その他公共施設	20	36

・ 大規模改修及び建て替えが予定されている施設について

- ・ リニューアルが予定されている新冠温泉レ・コードの湯は、平成 29～32 年度の概算事業費を大規模改修費として将来費用に組み込みます。
- ・ 特別養護老人ホーム恵寿荘及び国民健康保険診療所は、建て替えに掛かる概算費用のうち町負担分を平成 31 年度の将来費用に計上します。
- ・ 公営住宅は、「新冠町公営住宅等長寿命化計画」の計画期間（平成 26～35 年度）及び構想期間（平成 36～45 年度）に予定している事業費のうち、一般財源分を将来費用に計上します。構想期間以降は、維持保全を予定している公営住宅の建て替え費用を将来費用として見込みます。

①基準パターン（30年で大規模改修、60年で建て替え）

《建て替え及び大規模改修の時期》

- ・建て替え：建設後60年で更新（建て替え）を実施し、単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を3年間に分割します。
- ・大規模修繕：建設後30年で大規模修繕を実施し、単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を2年間に分割します。

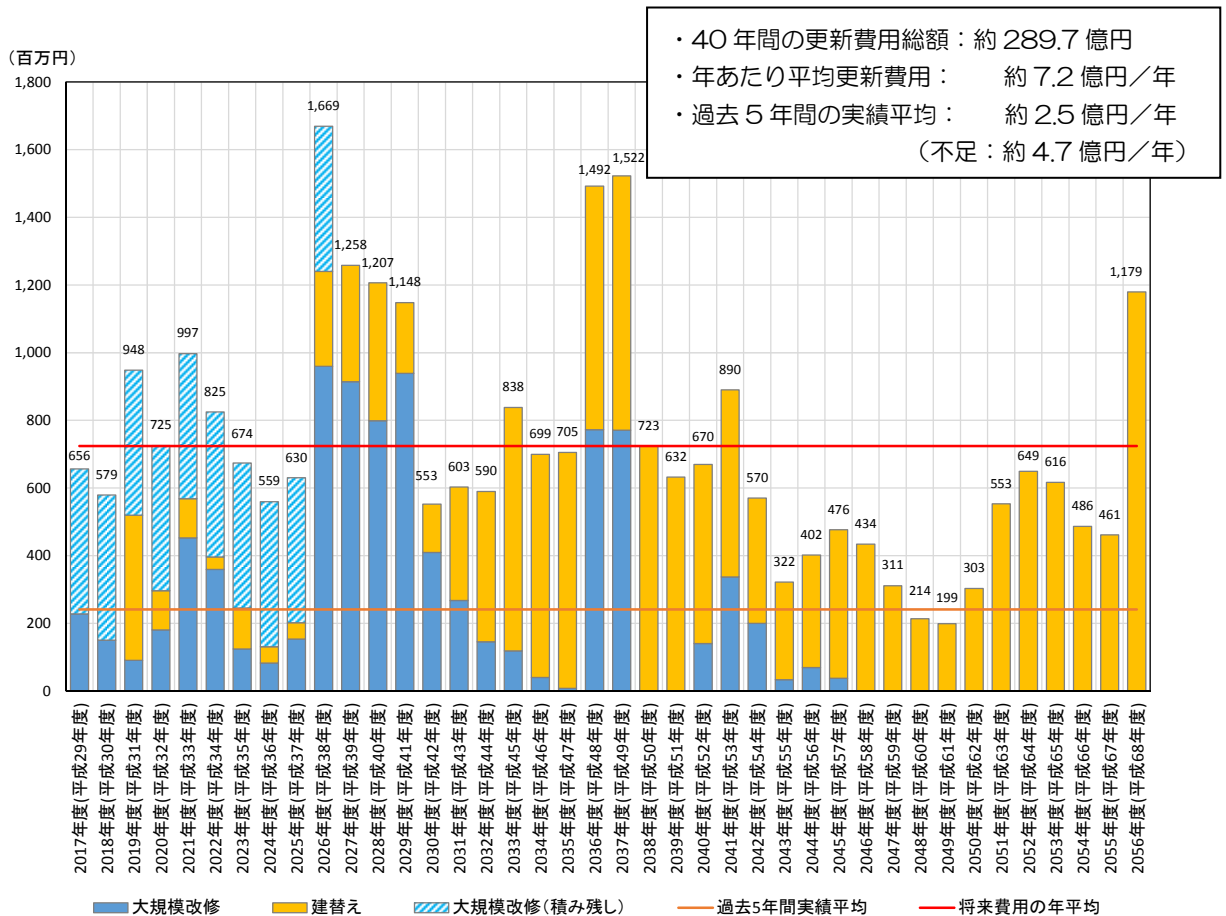
※建設時からの経過年数が31年以上50年までのものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より51年以上経ているものについては建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定します。

基準パターンにおける公共施設の大規模改修及び建て替え費用を試算した結果、今後40年間で約289.7億円、年平均では約7.2億円／年になると見込まれます。

過去5年間の投資的経費のうち、公共施設分の平均額は約2.5億円／年で、年あたり約4.7億円不足する見込みとなります。

また、今後10年間では、2026年度（平成38年度）に費用のピークを迎えることが予測されるため、大規模改修及び建て替えの時期を平準化する必要があります。

■基準パターンによる公共施設の更新費用推計結果



②長寿命化パターン（35年で大規模改修、70年で建て替え）

《建て替え及び大規模改修の時期》

- ・建て替え：建設後70年で更新（建て替え）を実施し、単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を3年間に分割します。
- ・大規模修繕：建設後35年で大規模修繕を実施し、単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を2年間に分割します。

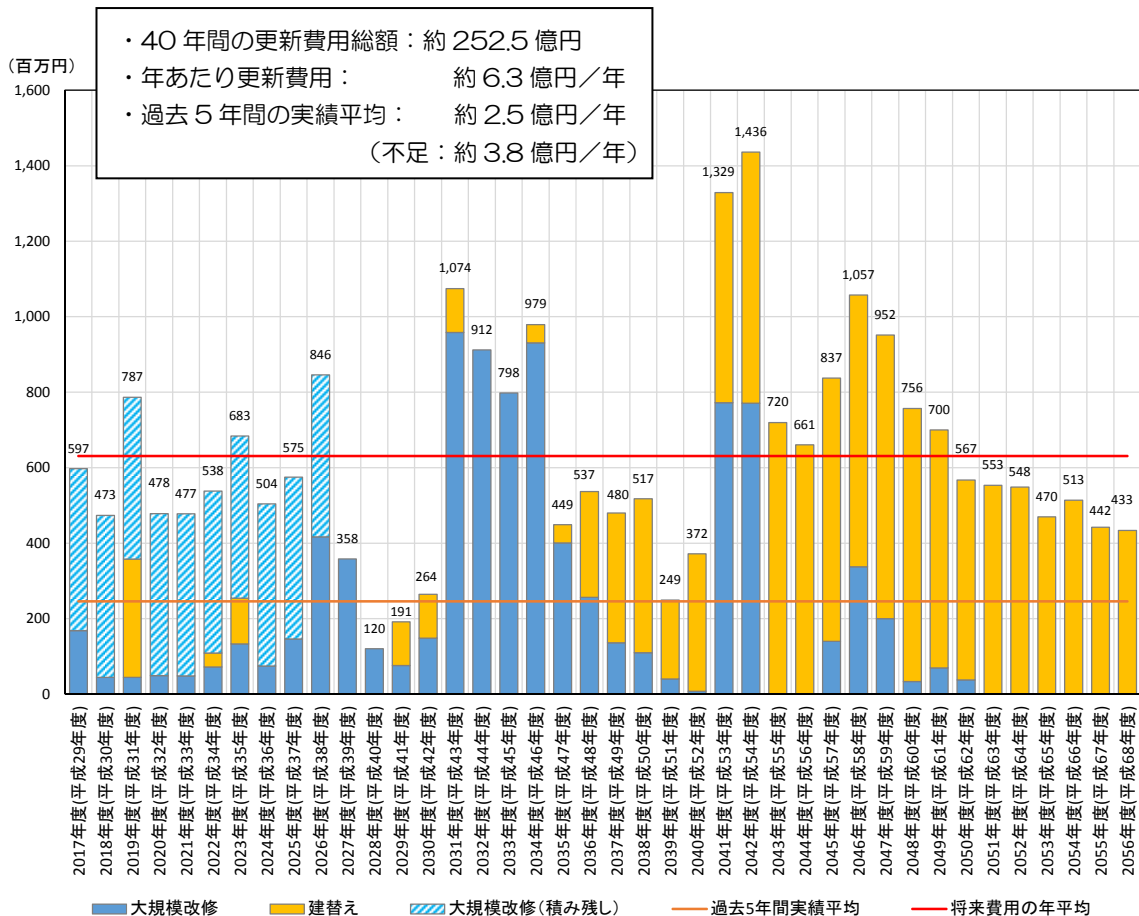
※建設時からの経過年数が36年以上60年までのものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より61年以上経ているものについては建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに70年を経た年度に建て替えると仮定します。

長寿命化パターンにおける公共施設の大規模改修及び建て替え費用を試算した結果、今後40年間で約252.3億円、年平均では約6.3億円／年になると見込まれます。

過去5年間の投資的経費のうち、公共施設分の平均額は約2.5億円／年で、年あたり約3.8億円不足する見込みとなります。そのため、建物の更新年数を延長するだけでなく、施設の優先度を考慮した上で、建て替え及び大規模改修を行う施設を絞り込む必要があると考えられます。

また、今後10年間では、2026年度（平成38年度）に費用のピークを迎えることが予測されるため、大規模改修及び建て替えの時期を平準化する必要があります。

■長寿命化パターンによる公共施設の更新費用推計結果



(2) 道路

現在管理しているすべての道路を補修すると仮定した場合の、補修に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

・対象費用

- ・町道舗装部分の道路補修費

・算出方法

- ・公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。
- ・整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新費用を算出します。

・単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

分類	更新単価（円/m ² ）
1級町道	4,700
2級町道	4,700
その他の町道	4,700

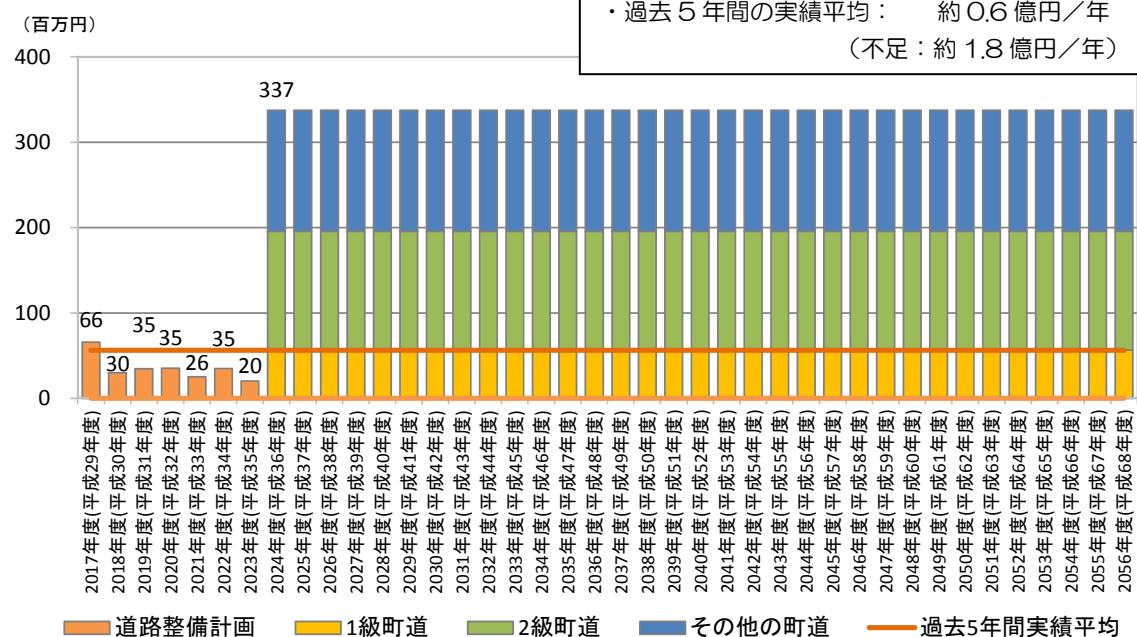
・更新年数

- ・公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である15年とします。

すべての道路を補修すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で約113.8億円、年平均約2.8億円/年に上ると推計されます。

2023年度（平成35年度）までの道路整備計画における年平均の事業費は約3.5千万円/年であり、2024年度（平成36年度）以降の試算結果は現状とは大きな乖離がみられるため、2023年度（平成35年度）までの道路整備計画の年平均額を今後40年間継続することとして将来費用に見込むこととします。

■道路の更新費用推計結果



(3) 橋りょう

現在管理しているすべての橋りょうを補修すると仮定した場合の、更新費に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

- ・ **対象費用**
 - ・ 橋りょうの更新費
- ・ **算出方法**
 - ・ 平成 29～35 年度までは、新冠町橋梁長寿命化計画に示されている事業費（修繕費、架替費、点検費の合計）とします。
 - ・ 平成 36 年度以降は公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。
- ・ **単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）**

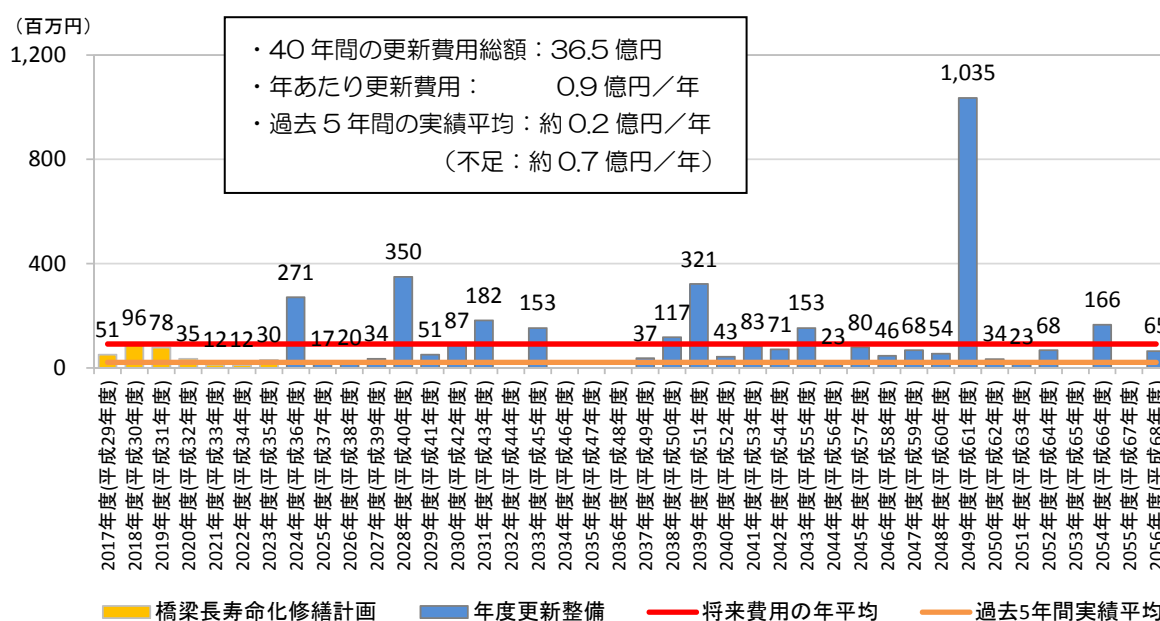
分 類	更新単価（千円/m ² ）
コンクリート橋	425
鋼橋	500
- ・ **更新年数**
 - ・ 公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である 60 年とします。

すべての橋りょうを更新すると仮定した場合の試算結果は、今後 40 年間で約 36.5 億円、年平均約 0.9 億円／年に上ると推計されます。

過去 5 年間の投資的経費のうち、橋りょう分の平均額は約 0.2 億円／年で、年あたり約 0.7 億円不足する見込みとなります。

また、2049 年度（平成 61 年度）に橋りょうの更新が集中することが予測されるため、長寿命化による対応及び架け替え時期の平準化を行う必要があります。

■ 橋りょうの更新費用推計結果



(4) 簡易水道施設

現在管理している簡易水道施設のすべての管路と建築物を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

・対象費用

- ・管路：更新費
- ・建築物：大規模修繕費・更新費

・算出方法

- ・管路は、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の「管径別年度別延長による算定方法」に準じます。
- ・建築物は、公共建築物に準じて算出しています。

・単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

管種	管径	更新単価（千円/m）
導水管	300 mm未満	100
送水管	300 mm未満	100
配水管	150 mm以下	97
	151～200 mm	100
	201～250 mm	103

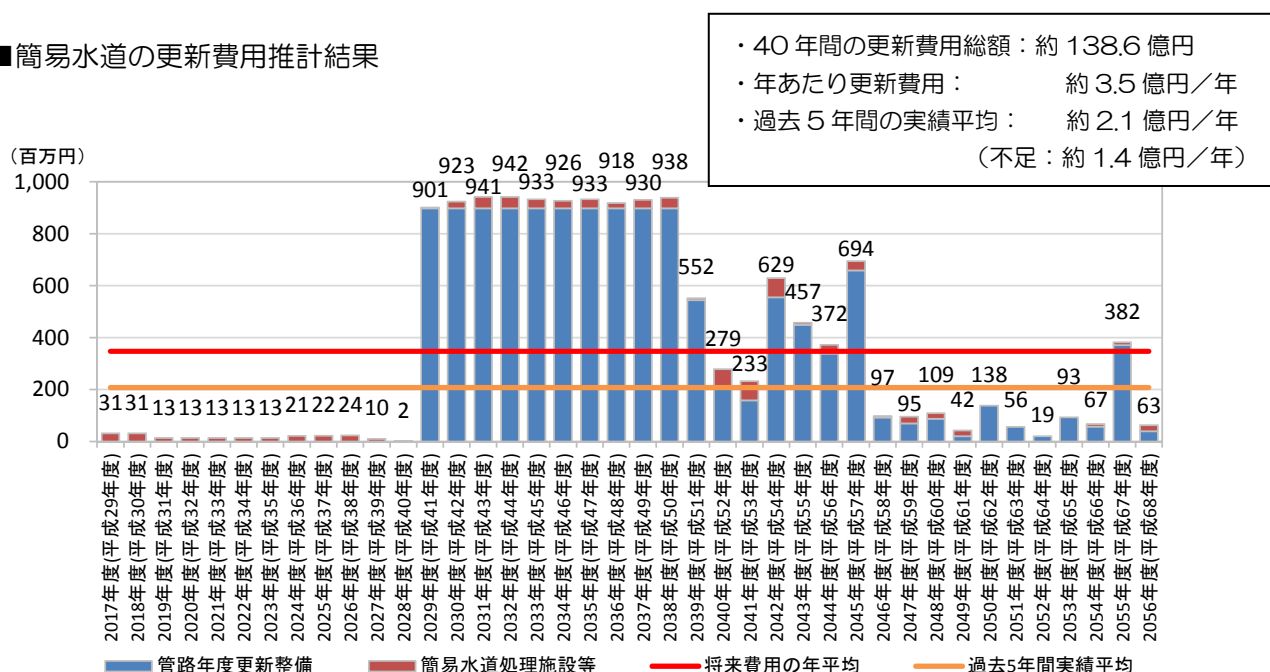
・更新年数

- ・建築物は 35 年で大規模改修、70 年で更新することとします。
- ・耐用年数を超過している建築物は今後 5 年間で均等に費用負担を配分することとします。
- ・管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である 40 年とします。ただし、更新が集中する平成 50 年度は 10 年間で費用負担を平準化することとします。

簡易水道施設のすべての管路と建築物を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後 40 年間で約 138.6 億円、年平均約 3.5 億円／年に上ると推計されます。

過去 5 年間の投資的経費のうち、簡易水道分の平均額は約 2.1 億円／年で、年あたり約 1.4 億円不足する見込みとなります。

■簡易水道の更新費用推計結果



(5) 下水道施設

現在管理している下水道施設のすべての管路と建築物を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

・ 対象費用

管路：更新費

建築物：大規模修繕費・更新費

・ 算出方法

- ・ 管路は、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の「管径別年度別延長による算定方法」に準じます。
- ・ 建築物は、公共建築物に準じて算出しています。

・ 単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

管 径	更新単価（千円/m）
250mm 以下	61
251～500mm	116

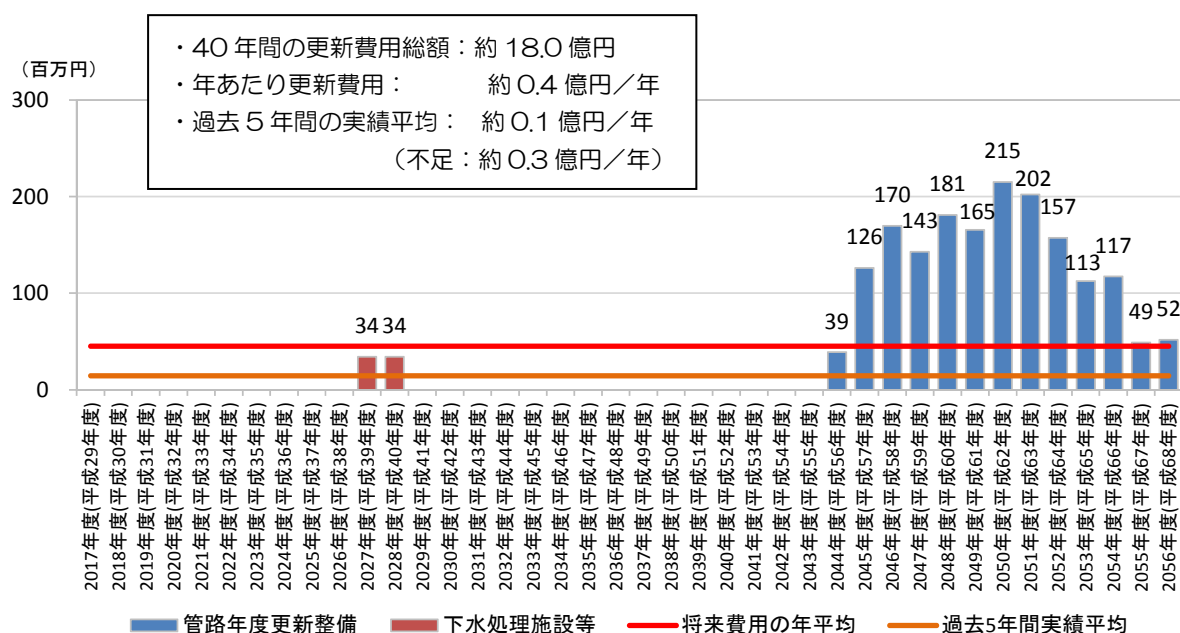
・ 更新年数

- ・ 建築物は 35 年で大規模改修、70 年で更新することとします。
- ・ 管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である 50 年とします。

下水道施設のすべての管路と建築物を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後 40 年間で約 18.0 億円、年平均約 0.4 億円／年に上ると推計されます。

過去 5 年間の投資的経費のうち、下水道分の平均額は約 0.1 億円／年で、年あたり約 0.3 億円不足する見込みとなります。

■ 下水道施設の更新費用推計結果

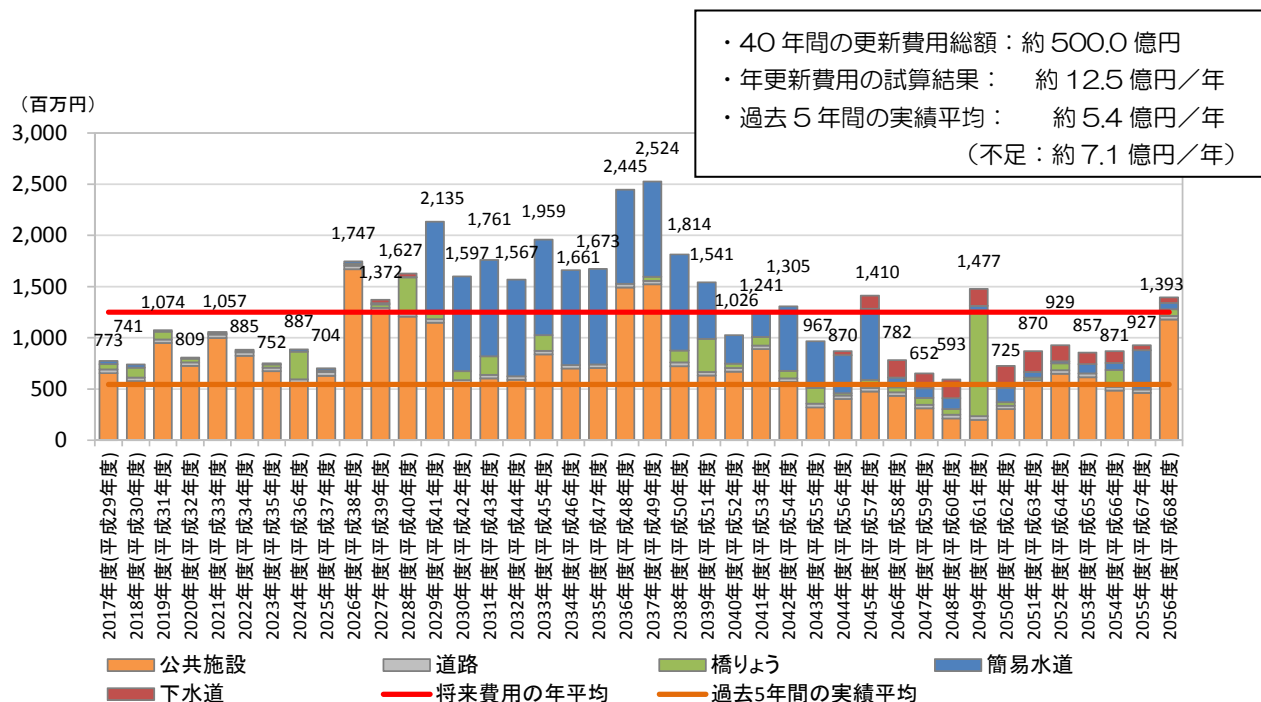


(6) 公共施設等に係る将来費用の総額

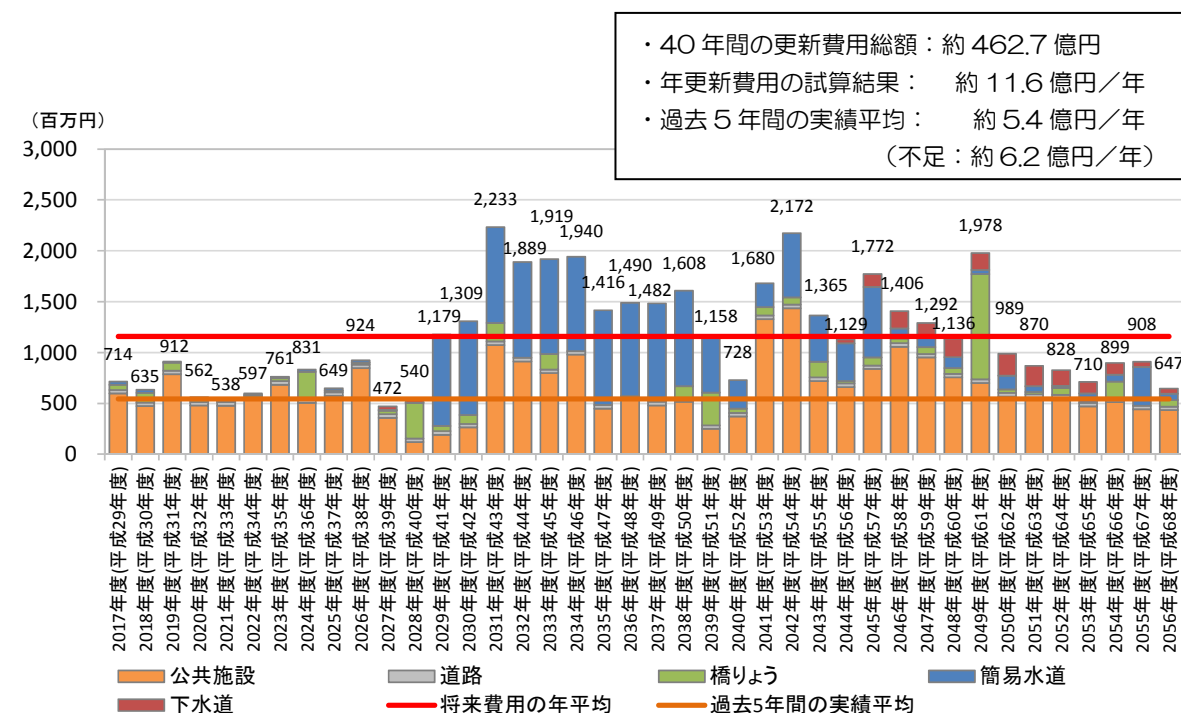
公共施設等に係る将来費用の総額は、公共施設の試算を基準パターンとした場合、40年間の更新費用総額は約500.0億円で、年平均では約12.5億円/年と推計されます。

また、公共施設の試算を長寿命化パターンとした場合は、40年間の更新費用総額は約462.7億円で、年平均では約11.6億円/年と推計されます。

■公共施設等に係る将来費用の推計結果（公共施設／基準パターン）



■公共施設等に係る将来費用の推計結果（公共施設／長寿命化パターン）



5. 公共施設等の一体的なマネジメントに関する課題

(1) 公共施設等の老朽化への対応

本町の公共施設は、建築後 40 年を経過した老朽施設が多く、それらをすべて維持していくためには、修繕・更新等に多額の費用が必要となります。昭和 40～50 年代に集中的に建築された公共施設の中には、今後数年で建築後 40 年を経過するものも多く、公共施設の修繕・更新に係る費用は更に増大することが予測されます。

また、道路、橋りょう、上下水道等といった町民生活に大きく影響する施設も多く管理しており、計画的な維持管理・修繕・更新等が必要となります。

こうしたことから、保有又は管理する公共施設等の総量を見極めながら、必要とされる公共施設等を適正な状態で計画的に維持管理・修繕・更新を行うことが求められます。

(2) 施設保有量の最適化

平成 27 年の国勢調査人口を基準とした場合、本町の一人あたりの施設保有量は 17.1 m²/人となっており、全国平均 (3.42 m²/人[出典：東洋大学 PPP 研究センター]) と比べて多くなっています。

本町の人口減少は今後も続くと見込まれている上、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が予想されているため、町民ニーズ等を的確に把握し、必要な公共サービス・施設等の規模を適切に判断していく必要があります。

(3) 財政状況への対応

本町の財政は、今後、公共施設等の修繕・更新に係る費用の増大や、少子高齢化等へ対応するための歳出増加が予測されます。

更に、人口減少に伴い、税収も減少することが見込まれるため、公共施設等に関係した歳出をできる限り抑制し、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。

第3章 公共施設マネジメント基本方針

1. 基本的な考え方

公共施設等は市民の大切な財産であり、その財産を守るためには、施設を計画的に維持管理するとともに、将来にわたって市民の理解が得られるサービス水準を確保する必要があります。

しかしながら、今後想定される厳しい財政状況の中で、公共施設等に投資できる限られた予算を適切に執行するためには、市民ニーズの量や質の変化を適切に捉え、総合的で効率的・効果的な施設運営が求められます。

これらを踏まえ、本町では、公共施設マネジメントの基本的な考え方である「量」と「質」及び「コスト」の視点から公共施設を見直し、持続可能な市民サービスの提供を図ります。

計画の3つの視点：「量の見直し」「質の見直し」「コストの見直し」

量	・ 社会経済情勢や需要の変化に見合う施設の供給のあり方や量の適正化
質	・ 施設の安全性、快適性、利便性の確保と柔軟なサービス形態
コスト	・ 施設の維持管理、更新に係るコストの削減

(1) 「量」に関する基本的な考え方

本町の人口は、年々減少傾向にあります。こうした人口減少社会の到来も一つの要因となり、将来の財政の見通しは厳しい状況にあるといえます。

今後は、限られた財源の中で、公共施設の有効活用とともに市民ニーズにあったサービスの提供を行う必要があります。その際、今後の人口動向や地域の状況、将来の市民ニーズに配慮するなど、社会経済情勢や需要の変化に見合う公共施設の供給量や適正な施設配置等を検討していきます。

(2) 「質」に関する基本的な考え方

本町が保有する公共施設のうち、築30年以上経過した施設は、全体延床面積の4割程度を占めています。耐用年数が経過したからといって直ちに施設の使用ができなくなるものではないものの、築30年で大規模改修、築60年で建て替えが必要となる場合が多いといわれているため、今後老朽化の進行により、建て替えや大規模改修の時期が集中することが想定されます。

安心・安全で魅力あるサービスを提供できる公共施設を次世代へ引き継いでいくため、施設の健全維持を図り、できるだけ施設を長く使用するとともに、提供サービスのレベルが低下しないよう、時代の変化に応じた改修を推進します。

また、民間企業等が持つノウハウの積極的な活用を図るため、指定管理者制度、PPP/PFI等の活用体制を検討します。

(3) 「コスト」に関する基本的な考え方

本町の財政の見通しは今後も厳しい状況にあるといえるため、公共施設の整備や大規模改修及び管理運営等については、ライフサイクルコストを考慮し、経済的な整備手法や効率的な管理運営等を検討する必要があります。

今後は、限られた財源の中で、日常の維持管理費や管理運営費、更には将来の更新や大規模改修等に係る費用を確保していくため、効率的・効果的な施設整備・運営実現のための新たな取組や工夫を進めていきます。

2. 公共施設等のマネジメント方針

(1) 点検・診断等の基本方針

①点検・保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使うための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

■参考：建築の日常点検項目

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重等）
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗幕膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブ ロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など 水を使用する場所につ いて	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が50KW以上の場 合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築 基準法」「消防法」に基づき有資格者による定 期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築 基準法」「消防法」に基づき有資格者による定 期的な点検、検査報告などが義務付けられてい る。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検 査・点検事項・時期などについて法令で規制さ れることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持 管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、 法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運 転資格者の選任が必要。 ③法に基づき換気設備・排煙設備は有資格者によ る定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動等 による摩耗、劣化などがおきるので定期点検整 備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレ ーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付け られている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の 高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に 行わせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定 期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置及びポンプ設備は、常時作動させてお く。

[出典]「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会（ARCA）

②施設の診断

1) 診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を実施します。

耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

2) 施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

次表から、本町に必要な評価項目を選択し、公共施設の主要な全施設について、施設ごとに評価を行い施設の課題と優先度を判断します。

■公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用率	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

[出典] FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）より構成

(2) 維持管理・修繕・更新等の基本方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。

修繕や小規模改修に対しては、地方公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

また、清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化を防止するために重要です。

維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することをめざします。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

■適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関 連 法 規 適 法 性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定 期 検 査 の 履 行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。本計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行ってその理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。従って更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

(3) 安全確保の基本方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

次表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性が挙げられます。

本町では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み評価します。また、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

■施設の安全確保に係る項目

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層の有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域の有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域の有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地の有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1類・2類・3類）の有・無
			保安距離	・危険物から50m以内、200m以内
		建物安全性	構造安全性	基礎の安全性
	常時床荷重			・許容積載荷重・超過
	耐震安全性		建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・ ls 値 >0.6 / $0.6 > ls$ 値 >0.3 / $0.3 > ls$ 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
			免震、制震	・有・無
	耐風安全性		耐風等級	・等級
	対水安全性		浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
	対落雷安全性		避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
	危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度		

次ページに続く

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	生活環境 安全性	有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況 (年代・部位)
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除 状況 (年代・部位)
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排 除状況
			CCA 対策	・木造土台の CCA の有・無
		公害防止性	日照・通風障害防止 性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音・振動・悪臭防止 性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数 (償却)	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数 (60 年) と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数 (40 年) と改修年の差
	付属設備耐久性		・設備耐用年数 (20 年) と改修年の差	
	不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状 況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラ ス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の 有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、 他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
給排水衛生設備機器 本体			・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況	
空調換気設備機器本 体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況			
搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況			
その他設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況			

[出典] FM 評価手法・JFMES13 マニュアル (試行版)

(4) 耐震化の基本方針

耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとしています。

その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性（耐震性）についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努めます。

また、今後耐震化を進める必要のあるインフラ施設として簡易水道の管路があります。今後の敷設替えの際には費用面を考慮しながら、耐震適合性のある管の採用を順次進めていきます。

(5) 長寿命化の基本方針

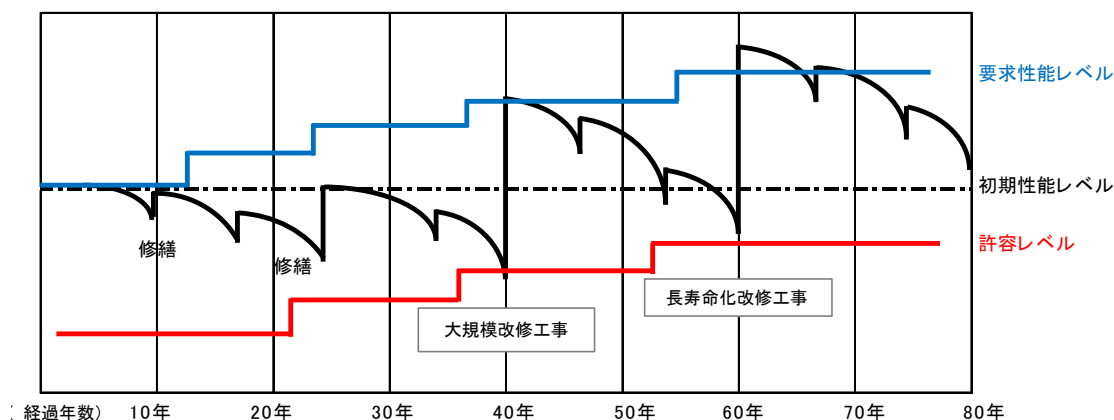
下図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

建設から 40 年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができますが、建設後 40 年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。

要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。更に施設の寿命を例えば 80 年まで延ばすには長寿命化改修工事が必要となります。

本町の公共施設では、建て替え周期は法定対象年数を経た時点で診断を行い、更に使用が可能であれば必要に応じて改修工事を行って長期使用し、コストを削減することを検討します。

■長寿命化における経過年数と機能・性能（イメージ）



施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から 40 年くらいまでは小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容レベル以上に保つことができます。

しかし、建設後 40 年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。

要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

(6) 施設統廃合の推進方針

「新しく造ること」から「賢く使うこと」を基本認識として、公共施設等の点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図っていきます。

施設を更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率性の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設総量の削減、安全・安心の観点等からも、長く利用されていない施設で修繕不可能な施設については取壊しを検討し、取壊しに際しては、優先順位をつけて順次事業を実施し、事業費の削減、平準化を図るようにします。また、危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見いだします。

公共施設の統廃合の推進にあたっては、単純な面積縮減とすることなく、行政サービスとして必要な水準や機能や、町民にとっての利便性に配慮しながら検討を行っていきます。

■診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	
	・建て替え更新時の規模縮小の検討	・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
	・他用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	
用途廃止	・空いた施設の利活用（多用途への変更、民間への貸与等）の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
	施設廃止	・施設廃止後は、建物解体
・施設廃止に伴う跡地は原則売却		

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。公共施設等に関する情報は、公会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。

また、厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する地方公共団体が単独で維持管理・更新等を的確に進めていくことは困難を伴うことが予想されます。

公共施設等マネジメントの実施業務では、技術的な検証を必要とされる業務が多くあると捉え、専門的技術力を持ったサービス提供者とパートナーシップを構築していく必要があります。

今後、将来にわたりインフラの維持管理・更新等を持続的に実施可能な体制を構築するため、技術力を有する職員を継続的に養成するとともに、専門的技術力を持つサービス提供者を含めた体制を構築していきます。

第4章 施設類型別基本方針

1. 町民文化系施設

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
新冠町民福祉会館	201.89	1979	34	109%	旧	不要	不要
高江農村環境改善センター	164.00	1981	38	92%	旧	不要	不要
朝日農村環境改善センター	163.62	1985	22	141%	新	不要	不要
本町多目的交流センター	868.67	1959	47	121%	旧	不要	不要
大狩部生活センター	254.34	2013	22	14%	新	不要	不要
氷川生活センター	132.16	1970	38	121%	旧	不要	不要
東川生活センター	187.99	1983	22	150%	新	不要	不要
美宇生活センター	225.90	1984	22	145%	新	不要	不要
新栄生活センター	134.05	1986	22	136%	新	不要	不要
里平生活センター	168.07	1988	22	127%	新	不要	不要
緑丘生活センター	215.86	1993	22	105%	新	不要	不要
明和生活センター	209.38	1995	22	95%	新	不要	不要
万世生活センター	229.63	1996	22	91%	新	不要	不要
東泊津生活改善センター	95.98	1973	22	195%	旧	不要	不要
東川生活改善センター	69.66	1968	22	218%	旧	不要	不要
芽呂生活改善センター	89.43	1969	22	214%	旧	不要	不要
新和生活館	165.58	1968	38	126%	旧	不要	不要
新和生活館 附属物置	39.60	1987	34	85%	新	不要	不要
北星生活館	353.97	1995	22	95%	新	不要	不要
泊津生活館	132.23	1964	38	137%	旧	不要	不要
共栄生活館	230.64	1996	38	53%	新	不要	不要
大富生活館	132.16	1969	38	124%	旧	不要	不要
古岸生活館	132.60	1972	38	116%	旧	不要	不要
若園生活館	133.58	1973	38	113%	旧	不要	不要
大狩部生活館	132.21	1971	38	118%	旧	不要	不要
節婦生活館	431.41	1998	22	82%	新	不要	不要
東町生活館	350.12	2002	22	64%	新	不要	不要
泉生活館	270.81	2003	22	59%	新	不要	不要
朝日開拓婦人ホーム	162.28	1964	22	236%	旧	不要	不要
太陽開拓婦人ホーム	129.80	1967	22	223%	旧	不要	不要
新栄開拓婦人ホーム	99.19	1966	22	227%	旧	不要	不要
集会所（旧緑丘開拓診療所）	66.24	1964	22	236%	旧	不要	不要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
新冠町民センター	1,628.20	1976	47	85%	旧	不要	不要
新冠町陶芸館	198.35	1966	41	122%	旧	不要	不要
計	8,199.60						

※生活館については福祉目的の施設であるが、建物の構造及び利用実態を鑑み本項目に分類しています。

※平成 28 年 10 月末現在

(2) 現況と課題

- 旧耐震基準及び耐用年数を超えている建物が多く、特に生活改善センター及び開拓婦人ホームは老朽化が進んでいる状況です。
- 集会施設としての利用に支障がないよう最低限の小修繕は都度実施しており、屋根葺き替えや外壁改修等の中規模修繕に関しては修繕計画を策定しています。
- 将来的には各地区の人口が減少することが予想され、合併等の自治会再編が進むことも考えられます。今後は、地域における集会施設の利用状況を考慮しながら、老朽化の進んだ建物の活用方法について検討を進める必要があります。

(3) 管理の基本方針

- 施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。
- 耐用年数までは現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。今後、耐用年数を超えての利用については、建物の劣化状況や利用状況、地域住民の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断します。

2. 社会教育系施設

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
聴体験文化交流館（し・コード館）	6,035.70	1996	50	40%	新	不要	不要
新冠町郷土資料館	599.99	1979	50	74%	旧	不要	不要
し・コード館・郷土資料館収蔵庫 （旧新冠町立新冠保育所）	600.46	1974	50	84%	旧	不要	不要
日高判官館青年の家	714.00	1966	34	147%	旧	不要	不要
日高判官館青年の家 体育館	660.00	1966	34	147%	旧	不要	不要
日高判官館青年の家 体育館器具室	25.00	1966	34	147%	旧	不要	不要
日高判官館青年の家 倉庫	38.00	1966	15	333%	旧	不要	不要
日高判官館青年の家 倉庫	16.53	1969	15	313%	旧	不要	不要
日高判官館青年の家 車庫	15.95	1969	31	152%	旧	不要	不要
日高判官館青年の家 倉庫	15.12	1999	31	55%	新	不要	不要
計	8,720.75						

※平成 28 年 10 月末現在

(2) 現況と課題

- 聴体験文化交流館（レ・コード館）は、以前実施した外壁補修、屋根防水加工から10年が経ち、現在は外壁のひび割れや雨漏りのある箇所が部分的に出てきています。また、施設内は断熱効果が落ちてきているため、展望塔のガラスサッシの交換が課題となっています。
- 新冠町郷土資料館は、年次計画に基づいて屋根葺き替え等を実施しており、建物は良好な状態に保たれていますが、経年劣化により老朽化が進んできている箇所もみられます。
- レ・コード館・郷土資料館収蔵庫は、旧新冠保育所の床を改修し、レコードや収蔵資料等の保管を行っていますが、今後は屋根の修繕が必要になると考えられます。
- 日高判官館青年の家は、建物の老朽化が非常に進んでおり、特に給水・排水設備に劣化がみられる状況です。建築後約50年を経ているため、建て替え等今後の方針を検討する必要があります。

(3) 管理の基本方針

- 聴体験文化交流館（レ・コード館）及び新冠町郷土資料館は観光施設としての側面も持つため、展示物を良好に保つための施設保全を今後も継続していきます。
- 施設を安全に利用できる状態に保つため、施設の定期的な点検を行うとともに、必要に応じて修繕・改修を実施します。
- 日高判官館青年の家は、建物を安全に利用できる間は必要に応じて小修繕を行うことで当面の間は現状のまま維持管理を進めていくこととします。将来的に建物の安全性に問題が生じ、施設利用に支障が出ると考えられるようになった際には、施設の設置目的及び歴史的経緯などを踏まえた上で、財政状況と利用ニーズを含めた総合的な判断の下、建て替え及び用途廃止等の方針を検討することとします。

3. スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
町民スポーツセンター	1,991.92	1971	34	132%	旧	実施	実施済
町民スポーツセンター 附属物置	24.30	1976	15	267%	旧	不要	不要
町民スポーツセンター 備品庫	43.06	1992	15	160%	新	不要	不要
町民節婦体育館（旧節婦小体育館）	550.30	1979	34	109%	旧	不要	不要
新冠町憩の家附属ゲートボール場	462.00	1987	34	85%	新	不要	不要
町営テニスコート 管理棟	24.30	1985	24	129%	新	不要	不要
町民グラウンド 放送室	34.50	1986	47	64%	新	不要	不要
町民グラウンド トイレ	6.25	1986	34	88%	新	不要	不要
道の駅サラブレッドロード新冠 トイレ・物産館	551.85	1997	47	40%	新	不要	不要
にいかっぷホロシリ乗馬クラブ クラブハウス	367.01	1991	20	125%	新	不要	不要
にいかっぷホロシリ乗馬クラブ 休憩室	36.99	2000	20	80%	新	不要	不要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
にいかっぶほろシリ乗馬クラブ 厩舎	561.57	1991	17	147%	新	不要	不要
にいかっぶほろシリ乗馬クラブ 厩舎	408.24	1999	17	100%	新	不要	不要
にいかっぶほろシリ乗馬クラブ 覆馬場	1,500.00	2000	31	52%	新	不要	不要
にいかっぶほろシリ乗馬クラブ 便所	11.36	1992	15	160%	新	不要	不要
にいかっぶほろシリ乗馬クラブ 器具庫	124.61	1992	38	63%	新	不要	不要
出会いと憩いのセンター（新冠駅）	111.78	1999	22	77%	新	不要	不要
憩いの広場東屋	19.44	1996	17	118%	新	不要	不要
西泊津ヒルズパークゴルフ場 管理 棟	155.34	2002	24	58%	新	不要	不要
西泊津ヒルズパークゴルフ場 東屋	7.29	2002	17	82%	新	不要	不要
新冠温泉レ・コードの湯 温泉棟	1,570.97	1998	47	38%	新	不要	不要
新冠温泉レ・コードの湯 宿泊棟	1,331.01	1999	34	50%	新	不要	不要
新冠温泉レ・コードの湯 温泉湯設備	156.82	1998	31	58%	新	不要	不要
新冠温泉レ・コードの湯 厩舎	48.60	2000	22	73%	新	不要	不要
新冠温泉レ・コードの湯 キューピクル小屋	6.07	1998	22	82%	新	不要	不要
計	10,105.58						

※平成 28 年 10 月末現在

(2) 現況と課題

- 町民スポーツセンターは旧耐震基準の建物ですが、耐震改修工事を完了しています。平成24年度に内部改修を行っていますが、屋根及び外壁は改修の時期が近づいてきています。また、省エネ化を推進するため、照明のLED化が課題となっています。
- 旧節婦小学校の体育館を改修して平成25年度に開設した町民節婦体育館は、平成26年度に外壁全体の修繕及びバリアフリー化の一環としてスロープを設置し、現状では建物に大きな課題はない状況です。
- 新冠町憩の家付属ゲートボール場は、経年劣化により築建物の老朽化が進んできていますが、建物には大きな問題はない状況です。
- 町営テニスコート及び町民グラウンドは、必要に応じて修繕を行い、問題なく利用できる状態に保っています。
- 道の駅サラブレッドロード新冠は利用者数が増加傾向にあり、平成27年度の利用者数は約17万人となっています。今後は施設の利便性向上及び更なる利用者数増に向け、施設のリニューアルを行う予定です。
- にいかっぶほろシリ乗馬クラブの建物は概ね問題ない状況ですが、クラブハウスの一部に雨漏りのある箇所があります。高規格道路建設の関係で施設を移転する可能性があります。
- 出会いと憩いのセンター（新冠駅）は、特に修繕が必要な箇所はなく、建物に大きな問題はない状況です。今後は施設の有効活用に向けた検討が必要な状況です。

- 新冠橋のふもとにある憩の広場は、以前はパークゴルフ場として活用されていました。現在は町民憩の場として、芝刈り等適切な敷地の管理を行っています。
- 西泊津ヒルズパークゴルフ場はIPGA公認のパークゴルフ場で、コースを18ホールから36ホールに増設しました。芝の状態を良好に保つための維持管理負担が大きい上、近年は利用者数が減少傾向にあることが課題となっています。
- 新冠温泉レ・コードの湯は複数年をかけて大規模修繕を進めており、現在は屋根及び外壁等の工事を行っています。今後は温泉棟や宿泊棟の内部改修等によるリニューアルを予定しています。

(3) 管理の基本方針

- 点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図ります。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- スポーツ・レクリエーション系施設は今後も施設を維持していくことを基本とします。

4. 産業系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
太陽簡易郵便局	31.86	1990	24	108%	新	不要	不要
中期育成用施設 厩舎	437.40	2006	17	59%	新	不要	不要
中期育成用施設 覆馬場	5,727.90	2006	31	32%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 格納庫A	149.23	2014	31	6%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 格納庫B	149.23	2014	31	6%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 堆肥舎	270.00	2011	31	16%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 堆肥舎	109.08	1999	15	113%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 配水ポン プ施設	40.94	2011	38	13%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 肥育牛舎	1,230.26	2011	31	16%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 肥育牛舎	458.66	1999	17	100%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 育成牛舎	496.86	1967	34	144%	旧	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 乳用牛舎	495.00	1979	31	119%	旧	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 牧野衛生 管理所	56.70	1990	24	108%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 看視舎	99.83	1990	24	108%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 看視舎B	132.84	1991	24	104%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 牛舎	486.00	1991	31	81%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 鋸屑舎	66.00	1991	31	81%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 飼料貯蔵施設	247.50	1992	31	77%	新	不要	不要
新冠町有元神部牧野施設 敷料庫	25.90	1999	15	113%	新	不要	不要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
新冠町有元神部牧野施設 収納庫	99.00	1991	31	81%	新	不要	不要
新冠町受精卵移植施設	152.28	1995	24	88%	新	不要	不要
農業支援員住宅	61.56	1984	22	145%	新	不要	不要
農業支援員住宅	71.48	1996	22	91%	新	不要	不要
農業支援員住宅	64.80	1992	22	109%	新	不要	不要
定住移住住宅1	62.70	1974	22	191%	旧	不要	不要
定住移住住宅2	62.70	1973	22	195%	旧	不要	不要
定住移住住宅3	62.70	1973	22	195%	旧	不要	不要
定住移住住宅4	62.70	1973	22	195%	旧	不要	不要
定住移住住宅5	62.70	1973	22	195%	旧	不要	不要
定住移住住宅6	62.70	1974	22	191%	旧	不要	不要
定住移住住宅7	62.70	1974	22	191%	旧	不要	不要
定住体験住宅	61.56	1979	22	168%	旧	不要	不要
定住体験住宅	32.40	1993	22	105%	新	不要	不要
計	11,693.17						

※平成28年10月末現在

(2) 現況と課題

- 太陽簡易郵便局は、現状では問題なく施設利用できる状態にあり、修繕等で町負担は発生していない状況です。
- 中期育成用施設の厩舎は、平成27年度に屋根の修繕を実施し建物に大きな問題はない状態にあります。覆馬場は屋根のさびが目立ってきており、近い将来に修繕が必要と考えられます。
- 新冠町有元神部牧野施設は、牛舎、鋸屑舎、収納庫は利用されておらず老朽化が進んでいるため建物の除却を検討する必要がある一方、牧草の保管場所となる倉庫が不足している状況にあります。町民の牛を預かる施設として、衛生管理上の面で疾病対策を考慮した施設に変えていく必要があると考えられます。
- 新冠町受精卵移植施設は、農業共済組合へ管理委託により施設の運営が行われています。平成27年度に屋根の修繕を実施し、現状は建物に大きな課題はありません。
- 農業支援員住宅、定住移住住宅、定住体験住宅は必要に応じて小修繕を行っているほか、定住移住住宅は大規模改修、定住体験住宅は内部改修を実施し、建物には大きな課題はありません。

(3) 管理の基本方針

- 継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように安全確保を図ります。

5. 学校教育系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
新冠小学校 校舎（第1期）	1,115.82	1976	47	85%	旧	実施済	実施済
新冠小学校 校舎（第2期）	1,275.60	1977	47	83%	旧	実施済	実施済
新冠小学校 体育館	1,438.00	1975	47	87%	旧	実施済	実施済
新冠小学校 給食室	140.45	1991	30	83%	新	不要	不要
新冠小学校 プール	801.91	1984	30	107%	新	不要	不要
新冠小学校 プール更衣室	47.52	1984	22	145%	新	不要	不要
新冠小学校 小動物飼育小屋	20.20	1993	17	135%	新	不要	不要
新冠小学校 屋外物置	61.20	1977	15	260%	旧	不要	不要
新冠小学校 自転車置場	29.16	1977	15	260%	旧	不要	不要
朝日小学校 校舎（第1期）	894.94	1980	47	77%	旧	実施済	実施済
朝日小学校 校舎（第2期）	650.33	1981	47	74%	旧	実施済	実施済
朝日小学校 体育館（渡廊下含む）	554.38	1982	34	100%	新	不要	不要
朝日小学校 給食室	72.54	1990	20	130%	新	不要	不要
朝日小学校 プール	352.08	1997	30	63%	新	不要	不要
朝日小学校 プール更衣室	29.16	1994	47	47%	新	不要	不要
朝日小学校 プールポンプ室	2.16	1997	15	127%	新	不要	不要
朝日小学校 屋外物置	24.30	1981	15	233%	旧	不要	不要
朝日小学校 グラウンド放送室	6.62	1992	15	160%	新	不要	不要
朝日小学校 グラウンド付属物置	6.62	1992	15	160%	新	不要	不要
朝日小学校 グラウンドトイレ	2.00	1992	38	63%	新	不要	不要
新冠中学校 校舎（第1期）	973.80	1972	47	94%	旧	実施済	実施済
新冠中学校 校舎（第2期）	2,056.20	1973	47	91%	旧	実施済	実施済
新冠中学校 体育館	817.00	1974	34	124%	旧	実施済	実施済
新冠中学校 給食室	138.45	1991	31	81%	新	不要	不要
新冠中学校 美術焼釜室	12.96	1974	22	191%	旧	実施済	実施済
新冠中学校 野菜貯蔵庫	12.00	1992	47	51%	新	不要	不要
新冠中学校 部室	3.24	1992	22	109%	新	不要	不要
新冠中学校 屋外物置	16.20	1987	15	193%	新	不要	不要
新冠中学校 車庫	16.50	1987	31	94%	新	不要	不要
新冠中学校 自転車置場	38.88	1987	15	193%	新	不要	不要
スクールバス車庫	189.00	1973	31	139%	旧	不要	不要
スクールバス車庫	82.62	1977	31	126%	旧	不要	不要
校長住宅751	76.14	1983	22	150%	新	不要	不要
教頭住宅752	61.56	1982	22	155%	新	不要	不要
教員住宅753	66.85	1997	22	86%	新	不要	不要
教員住宅754	66.85	1997	22	86%	新	不要	不要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
教員住宅755	66.85	1997	22	86%	新	不要	不要
教員住宅756	66.85	1997	22	86%	新	不要	不要
教員住宅761	66.85	1998	22	82%	新	不要	不要
教員住宅762	66.85	1998	22	82%	新	不要	不要
教員住宅763	66.85	1998	22	82%	新	不要	不要
教員住宅764	66.85	1998	22	82%	新	不要	不要
教員住宅766	66.78	1996	22	91%	新	不要	不要
教員住宅767	66.78	1996	22	91%	新	不要	不要
教員住宅768	66.78	1995	22	95%	新	不要	不要
教員住宅769	66.78	1995	22	95%	新	不要	不要
教員住宅770	66.78	1995	22	95%	新	不要	不要
教員住宅771	77.76	2001	22	68%	新	不要	不要
教員住宅772	71.28	2004	22	55%	新	不要	不要
教員住宅774	66.85	2002	22	64%	新	不要	不要
教員住宅792	66.78	1998	22	82%	新	不要	不要
教員住宅793	66.78	1998	22	82%	新	不要	不要
教員住宅794	66.78	1997	22	86%	新	不要	不要
教員住宅798	68.04	2011	22	23%	新	不要	不要
計	13,372.51						

※平成 28 年 10 月末現在

(2) 現況と課題

- 新冠小学校、朝日小学校、新冠中学校はいずれも旧耐震基準の建物ですが、耐震改修工事を実施し、耐震性には問題のない状況となっています。経年劣化により建物や設備の老朽化が進んできており、随時小修繕で対応を行っていますが、将来的には建て替えの検討が必要になると考えられます。
- スクールバス車庫は老朽化が進んできており、屋根に雨漏りのある箇所がみられる状況です。
- 校長住宅、教頭住宅、教員住宅は、随時小修繕による対応を行いながら建物の維持管理を行っていますが、校長住宅、教頭住宅は老朽化が進んでいることが課題となっています。

(3) 管理の基本方針

- 児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、また災害時において避難所としての機能確保を行うため、学校施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 今後の児童・生徒数の推移を踏まえ、小中学校の建て替えは施設の耐用年数が近くなった時に検討を進めることとします。
- 教員住宅は必要に応じて改修・修繕を行い、居住者にとって快適な環境づくりに努めます。
- 今後の教員住宅の再整備にあたっては、適正規模の戸数整備を念頭に置き、町内住環境や入居者数を勘案しながら整備を進めていきます。

6. 子育て支援施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
認定こども園	1,523.63	2010	47	13%	新	不要	不要
認定こども園 車庫	108.18	2010	31	19%	新	不要	不要
計	1,631.81						

※平成 28 年 10 月末現在

(2) 現況と課題

- 平成22年度建築の建物のため建物には大きな課題はない状況です。
- 平成27年度から入園児が増加しており、平成31年度にピークを迎える予測となっています。そのため、保育スペース及び収納スペースが不足している状況にあります。

(3) 管理の基本方針

- 就学前児童に安全で快適な保育環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。

7. 保健・福祉施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
特別養護老人ホーム恵寿荘 (渡廊下含む)	1,526.42	1982	47	72%	新	不要	不要
特別養護老人ホーム恵寿荘 増床部 分	450.00	2008	47	17%	新	不要	不要
特別養護老人ホーム恵寿荘 ごみ収 集施設	3.01	1983	15	220%	新	不要	不要
新冠町デイサービスセンター	285.42	1994	50	44%	新	不要	不要
新冠町老人憩の家 集会所、浴室	376.16	1981	47	74%	旧	不要	不要
新冠町老人憩の家 木作業所	9.27	1993	22	105%	新	不要	不要
節婦老人憩の家	311.98	1990	22	118%	新	不要	不要
あいあい荘	760.00	1999	47	36%	新	不要	不要
旧新冠児童館	231.48	1967	38	129%	旧	不要	不要
旧新冠児童館 車庫	17.40	1993	31	74%	新	不要	不要
新冠町保健センター	384.20	1981	50	70%	旧	不要	不要
子ども発達支援センター (旧新冠町立節婦保育所)	402.42	1991	47	53%	新	不要	不要
地域活動支援センター	51.53	1968	22	218%	旧	不要	不要
計	4,809.29						

※平成 28 年 10 月末現在

(2) 現況と課題

- 特別養護老人ホーム恵寿荘は建物及び設備の老朽化が進んできている上、多床室部分の個室化を国から求められているため、平成31年度の移転建て替えに向けた検討を進めています。
- 新冠町デイサービスセンターは、建設から22年が経っていますが、必要に応じて修繕を行っており建物に大きな問題はない状況にあります。現在は、平成31年度に実施を予定している入浴施設の増築に向けた検討を進めています。
- 新冠町老人憩の家及び節婦老人憩の家は、必要に応じて屋根及び外壁の塗装や修繕を実施しており、建物には大きな問題はない状況ですが、近い将来には、新冠町老人憩の家のボイラー設備と節婦老人憩の家の屋根に修繕が必要と考えられます。
- あいあい荘は、屋根の葺き替えやクロス張替等の修繕を実施し、高齢者の住まいとして問題ない状態に維持管理を行っており、建物に大きな課題はない状況にあります。
- 旧新冠児童館は建物の老朽化が非常に進んでいるため、将来的には建て替えや武道施設としての機能の移転が必要と考えられます。
- 新冠町保健センターは、老朽化により配水管及び暖房設備の劣化が進んでいる状況です。現在は平成35年度以降に予定している建て替えに向けた検討を進めています。
- 平成23年度に旧節婦保育所の内部改修を行い、子ども発達支援センターとして活用しています。屋根に雨漏りがあったため部分的に防水加工を実施しましたが、今後は屋根全体の防水加工が必要と考えられます。
- 民間法人への無償貸与により、旧教員住宅を地域活動支援センターとして活用していましたが、H28年4月より、同センターを字本町の「サポートセンターえましあ」内へ移転したため、今後新たな活用方法に向けた検討を進めています。

(3) 管理の基本方針

- 保健・福祉施設として町民が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。
- 点検及び診断等の結果に基づいて施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。
- 旧新冠児童館は、建物を安全に利用できる間は必要に応じて小修繕を行うことで当面の間は現状のまま維持管理を進めていくこととします。将来的には、他の体育施設の大規模改修及び建て替え等の検討と併せて、旧新冠児童館の維持管理について検討します。
- 地域活動支援センターは老朽化が進んでいるため、現在運営を行っている民間法人と協議の上、将来的には民間売却又は用途廃止の方向で検討を進めます。

8. 医療施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
新冠町国民健康保険診療所	1,657.00	1970	50	92%	旧	不要	不要
新冠町国民健康保険診療所 車庫	141.67	1996	31	65%	新	不要	不要
新冠町国民健康保険診療所 物置	22.06	1983	22	150%	新	不要	不要
新冠町国民健康保険診療所 乾燥室	10.36	1983	24	138%	新	不要	不要
新冠町国民健康保険診療所 浄化槽 機械室	41.02	1970	50	92%	旧	不要	不要
医師住宅A棟	103.27	1984	22	145%	新	不要	不要
医師住宅A棟(車庫)	34.20	1986	17	176%	新	不要	不要
医師住宅B棟	103.27	1984	22	145%	新	不要	不要
医師住宅B棟(車庫)	17.10	1988	17	165%	新	不要	不要
医師住宅C棟	126.36	1981	22	159%	旧	不要	不要
医師住宅D棟	136.00	1972	22	200%	旧	不要	不要
医師住宅D棟(車庫)	34.20	1991	17	147%	新	不要	不要
医師住宅E棟	104.89	1992	22	109%	新	不要	不要
医師住宅E棟(車庫)	15.40	1992	17	141%	新	不要	不要
計	2,546.80						

※平成 28 年 10 月末現在

(2) 現況と課題

- 新冠町国民健康保険診療所は、老朽化により雨漏り箇所が出ているほか、ボイラー設備及び配管の劣化が進んでいます。現在は、平成31年度に予定している移転建て替えに向けた検討が進められています。
- 医師住宅は常勤医師の住居や応援医師の宿泊施設として利用しているほか、空き住宅を校長住宅としても活用しています。経年劣化により建物は老朽化が進んでいます。必要に応じて修繕を実施しており、施設の状態は良好に保たれています。

(3) 管理の基本方針

- 医療を受ける人が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。
- 診療所の稼働を担保するため、施設設備の修繕・改修及び機器の交換は予防保全を基本とします。
- 医師に安全で快適な住環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。

9. 行政系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
役場庁舎	4,290.98	1998	50	36%	新	不要	不要
役場庁舎 車庫棟	634.74	1998	31	58%	新	不要	不要
役場庁舎 倉庫棟	174.44	1998	31	58%	新	不要	不要
旧節婦小学校 校舎(第1期)	510.00	1977	47	83%	旧	実施済	不要
旧節婦小学校 校舎(第2期)	1,014.00	1978	47	81%	旧	実施済	不要
旧節婦小学校 給食室	84.96	1991	20	125%	新	不要	不要
旧節婦小学校 屋外物置	24.30	1979	22	168%	旧	不要	不要
旧節婦小学校 プール	729.86	1985	30	103%	新	不要	不要
旧節婦小学校 更衣室	47.52	1985	22	141%	新	不要	不要
旧節婦小学校 機械室	7.29	1985	22	141%	新	不要	不要
車庫	160.00	1970	31	148%	旧	不要	不要
車庫兼倉庫	185.81	1988	31	90%	新	不要	不要
バッテリーストックヤード	4.50	1996	22	91%	新	不要	不要
旧分庁舎	473.04	1990	38	68%	新	不要	不要
廃棄ペーパー保管庫	4.95	2000	22	73%	新	不要	不要
防災無線中継局	6.25	2000	22	73%	新	不要	不要
中央町職員住宅A棟	141.93	2000	22	73%	新	不要	不要
中央町職員住宅B棟	141.93	2000	22	73%	新	不要	不要
東町職員住宅A棟	141.96	2001	22	68%	新	不要	不要
東町職員住宅B棟	141.96	2001	22	68%	新	不要	不要
東町職員住宅C棟	141.96	2001	22	68%	新	不要	不要
職員住宅2-1、2	124.74	1978	22	173%	旧	不要	不要
職員住宅3-1、2	124.74	1981	22	159%	旧	不要	不要
職員住宅1-1~4	198.38	1968	38	126%	旧	不要	不要
計	9,510.24						

※平成28年10月末現在

(2) 現況と課題

- 役場庁舎は建設から20年近く経過したため、平成27~28年度で屋根防水工事を実施しました。建物として大きな課題はありませんが、非常用発電機のバッテリー交換時期が近くなってきています。
- 旧節婦小学校校舎は現在利用されておらず、安全対策以外の修繕はほとんど行っていない状況にあり、今後の施設活用が課題となっています。
- 旧節婦小学校プールは現在使用されておらず、現在は安全のため周囲を囲っている状況です。

- 車庫兼倉庫は社会福祉協議会の車庫及び防災倉庫として活用されています。
- 現在、バッテリーストックヤードは物置として活用されています。
- 旧分庁舎は社会福祉協議会の事務所として活用されています。必要に応じて修繕を実施しており、建物に関して大きな課題はありません。
- 廃棄ペーパー保管庫は、リサイクル用の紙を一時保管する倉庫として利用されています。
- 防災無線中継局は建物としての課題はありませんが、法改正により平成34年度までに無線機器の交換が必要とされています。
- 職員住宅は必要に応じて修繕等を行い、住宅としての機能に問題がないように維持管理を進めています。

(3) 管理の基本方針

- 庁舎は防災の拠点となる重要な施設であることから、今後も計画的に点検や劣化診断を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことでトータルコストの縮減・平準化に取り組みます。
- 点検・診断により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。
- 旧節婦小学校校舎及び旧節婦小学校プールは今後の施設活用の予定がないため、将来的に民間への売却又は除却を行うこととします。

10. 公営住宅

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
東栄団地（7棟）	6,573.47	2000～ 2008	70	11～ 23%	新	不要	不要
東栄第2団地（12棟）	1,502.54	1979～ 1983	45	73～ 82%	旧/新	実施済/ 不要	不要
東栄第3団地（5棟）	1,408.76	1984～ 1988	45	62～ 71%	新	不要	不要
ひがつら団地（8棟）	1,088.19	1986～ 1991	30	83～ 100%	新	不要	不要
本町団地（1棟）	236.40	1978	45	84%	旧	実施済	不要
汐見団地（21棟）	3,639.60	1970～ 1974	45	93～ 102%	旧	実施済	不要
北央団地（5棟）	848.52	1975～ 1978	45	84～ 91%	旧	実施済	不要
若葉団地（2棟）	382.80	1973	45	96%	旧	実施済	不要
ゆとり野団地（7棟）	4,511.30	1993～ 1998	45	40～ 51%	新	不要	不要
新和団地（1棟）	236.40	1981	45	78%	旧	実施済	不要
グリーン団地（3棟）	685.89	2004～ 2006	30	33～ 40%	新	不要	不要
漁家向団地（2棟）	400.04	1969～ 1970	45	102～ 104%	旧	実施済	不要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
節婦団地（1棟）	184.26	1976	45	89%	旧	実施済	不要
節婦ふれあいタウン（6棟）	1,407.20	1990～ 1993	30	77～ 87%	新	不要	不要
計	23,105.37						

※平成 28 年 10 月末現在

（2）現況と課題

○公営住宅は「新冠町公営住宅等長寿命化計画」及び「新冠町住宅マスタープラン」に基づき移転事業及び修繕事業を進めていますが、当初予定よりもやや遅れて進捗している状況です。

○政策空き家を除き、入居率はほぼ100%で推移していますが、家賃収入は減少傾向にある一方、修繕費等の維持管理費用がかさんでいることが課題となっています。

（3）管理の基本方針

○「新冠町公営住宅等長寿命化計画」及び「新冠町住宅マスタープラン」に基づき、長寿命化を基本として計画的に建物の管理を継続していきます。また、今後の人口の動向を鑑みながら、「新冠町公営住宅等長寿命化計画」及び「新冠町住宅マスタープラン」の見直しを定期的に行っていきます。

○老朽化する住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策に活かしていきます。

11. 公園

（1）施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
判官館森林公園 バンガロー	113.40	1990	22	118%	新	不要	不要
判官館森林公園 バンガロー横トイレ	25.88	1990	15	173%	新	不要	不要
判官館森林公園 フラワーヒルトイレ	34.60	1991	15	167%	新	不要	不要
判官館森林公園 管理センター	123.47	1980	24	150%	旧	不要	不要
判官館森林公園 バーベキューハウス	79.20	1984	20	160%	新	不要	不要
判官館森林公園 物品収納庫	16.20	1987	22	132%	新	不要	不要
判官館森林公園 くつろぎ広場東屋	17.71	1980	17	212%	旧	不要	不要
判官館森林公園 キャンプ場炊事施設	84.74	1980	15	240%	旧	不要	不要
判官館森林公園 倉庫	11.02	1983	15	220%	新	不要	不要
判官館森林公園 冒険広場トイレ	7.29	1980	15	240%	旧	不要	不要
判官館森林公園 冒険広場休憩室	21.60	1980	15	240%	旧	不要	不要
判官館森林公園 冒険広場監視舎	4.20	1980	24	150%	旧	不要	不要
判官館森林公園 トイレ（新）	26.73	2002	15	93%	新	不要	不要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
判官館森林公園 バンガロー1号棟	22.68	2002	22	64%	新	不要	不要
判官館森林公園 バンガロー2号棟	22.68	2002	22	64%	新	不要	不要
判官館森林公園 バンガロー3号棟	22.68	2002	22	64%	新	不要	不要
判官館森林公園 バンガロー4号棟	22.68	2002	22	64%	新	不要	不要
レ・コードパーク メイントイレ	34.50	1997	38	50%	新	不要	不要
レ・コードパーク サブトイレ	8.50	1997	15	127%	新	不要	不要
レ・コードパーク 東屋	12.96	1996	17	118%	新	不要	不要
レ・コードパーク 配線機械室	4.86	1996	15	133%	新	不要	不要
レ・コードパーク 照明機械室	4.86	1996	15	133%	新	不要	不要
計	722.44						

※平成 28 年 10 月末現在

(2) 現況と課題

○判官館森林公園内の建物は老朽化が進んできており、将来的に管理棟は建て替えが必要と考えられます。また、冒険広場のトイレ、休憩室、監視舎は現在利用されていないことから、今後は除却することも必要な状況です。

○レ・コードパークは概ね良好な状態に整備されていますが、点灯しない街灯が一部あります。

(3) 管理の基本方針

○敷地内にある設備の点検を定期的実施し、損傷が見つかった場合には速やかに対策を行い、公園利用者の安全確保に努めます。

○建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。

12. その他公共施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
新冠地区公衆便所（病院前）	18.00	1985	34	91%	新	不要	不要
節婦駅舎	11.34	2009	24	29%	新	不要	不要
節婦漁港公衆トイレ	15.05	2005	38	29%	新	不要	不要
新冠町霊葬場 火葬場	189.40	1975	24	171%	旧	不要	不要
新冠町霊葬場 納骨堂	16.00	1983	50	66%	新	不要	不要
新冠町霊葬場 非常用発電機室	13.69	2012	31	13%	新	不要	不要
新冠町霊葬場 小動物焼却炉	12.75	1996	24	83%	新	不要	不要
新冠町霊園場 東屋	38.23	1983	17	194%	新	不要	不要
スクールバス園芸農場前待合所	4.86	1973	17	253%	旧	不要	不要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
スクールバス大富待合所	4.86	1973	17	253%	旧	不要	不要
スクールバス万世第2待合所	4.86	1987	17	171%	新	不要	不要
スクールバス緑丘第1待合所	4.86	1973	17	253%	旧	不要	不要
スクールバス古岸第1待合所	4.86	1973	17	253%	旧	不要	不要
スクールバス明和第2待合所	4.86	1973	17	253%	旧	不要	不要
スクールバス明和第3待合所	4.86	2001	17	88%	新	不要	不要
スクールバス新栄第2待合所	4.86	1973	17	253%	旧	不要	不要
スクールバス節婦第2待合所	25.92	1973	17	253%	旧	不要	不要
スクールバス小松橋待合所	4.86	1978	17	224%	旧	不要	不要
太陽分岐点スクールバス待合所	4.86	1973	17	253%	旧	不要	不要
太陽バス待合所	6.48	1995	17	124%	新	不要	不要
太陽第2バス待合所	4.86	1973	17	253%	旧	不要	不要
バス待合所(シ・コード館前)	9.00	1996	17	118%	新	不要	不要
新和バス待合所	8.85	1996	17	118%	新	不要	不要
大狩部駅待合所	9.91	1966	34	147%	旧	不要	不要
大狩部第2待合所	4.86	1987	17	171%	新	不要	不要
国保病院前バス待合所	6.60	1970	17	271%	旧	不要	不要
東町バス待合所	6.48	1977	17	229%	旧	不要	不要
泉バス待合所	6.84	1997	17	112%	新	不要	不要
判官館入口バス待合所	6.48	1981	17	206%	旧	不要	不要
節婦東バス待合所	5.85	1994	17	129%	新	不要	不要
美宇小学校前バス待合所	4.86	1999	17	100%	新	不要	不要
東川バス待合所	4.86	1994	17	129%	新	不要	不要
東川第1待合所	6.48	1973	34	126%	旧	不要	不要
芽呂入口バス待合所	4.86	1973	17	253%	旧	不要	不要
大節婦バス待合所	5.85	1996	17	118%	新	不要	不要
朝日バス待合所	4.86	2000	17	94%	新	不要	不要
節婦第1待合所	3.24	2016	17	0%	新	不要	不要
計	500.20						

※平成28年10月末現在

(2) 現況と課題

- 新冠地区公衆便所は水洗トイレ化されていないことが課題となっておりますが、診療所の移転改築を実施する際に、今後の維持管理の方針を検討する必要があります。
- 節婦駅舎の建物には大きな課題はありませんが、今後の路線維持の動向によっては、施設維持管理の今後の方向性を検討する必要があります。
- 節婦漁港公衆トイレは釣り客等による利用頻度が高いため、今後も建物の維持管理が必要と考えられます。
- 新冠町霊葬場は、待合室の大規模改修や小修繕などを実施し、建物の維持管理を進めていますが、外壁の傷みが出てきている状況です。

(3) 管理の基本方針

- 今後も定期的に点検・診断及びメンテナンスを継続し、施設の長寿命化を図っていきます。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で改修・修繕を行います。

13. 道路

(1) 現況と課題

- 本町は町道約273km、林道約32kmの実延長合計約305kmもの道路を維持管理しており、道路改良や補修などの維持管理事業を計画的に推進しています。
- 道路は生活に最も欠かせないインフラの一つですが、気候や交通量によって劣化の進行が一律ではないことや、町全域を網羅していること等から個別の状況把握が難しい施設でもあります。
- 幹線道路網は整備水準が高い状況にありますが、今後も現在の水準を維持するためには、維持管理の更なる効率化と整備路線の選択かつ重点化が必要となります。

(2) 管理の基本方針

- すべての道路を同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、路面性状調査等による路面の劣化度調査や道路の交通量などを踏まえて優先度を評価し、計画的に維持管理・修繕・更新等を行います。
- 日々の管理については、トータルコストの縮減をめざして定期的な点検・診断などの結果を活かした予防保全型の維持管理に努めます。
- 点検・診断などの履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

14. 橋りょう

(1) 現況と課題

- 本町では町道橋りょう90橋、林道橋りょう4橋の合計94橋を所有しており、これから建設後40年を経過する橋りょうが増えることから、老朽化対策や架け替えなどに大きな費用が発生することが予測されます。
- そのため、平成24年度に新冠町橋梁長寿命化修繕計画を策定し、中長期計画的な視点で計画的に修繕を推進しています。平成30年度に点検が終了する予定となっているため、点検結果を受けて新冠町橋梁長寿命化修繕計画を見直すことを検討しています。

(2) 管理の基本方針

- 長寿命化修繕計画に基づいて、順次修繕・架け替えを推進します。
- 定期点検に基づく橋りょうの健全度に基づき、低コストかつ長寿命化を図ることができる最適な修繕計画を立案します。また、コスト縮減のため新技術の採用等も検討します。

- 点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。
- 点検・診断等は5年ごとに実施し、その結果を踏まえ修繕計画を見直します。

15. 簡易水道施設

(1) 現況と課題

- 水道関連施設は順次設備の入れ替えや改修を実施しており、機能的に問題がない状態を保っていますが、新明浄水場を今後どのように改修を行っていくかが課題となっています。
- 新冠地区、節婦地区の管路交換事業は平成27年度にほぼ完了しています。地区ごとに今後の管路更新事業を進めていくため、平成28年度に調査・設計を行っています。また、過去に地区水道であった箇所をどのように解消していくかが課題となっています。
- 水道施設は町民生活を支える重要なライフラインであるため、今後の施設及び管路の維持管理に向けた修繕の計画的推進のほか、耐震化も含めた施設改良への取組が必要となっています。

(2) 管理の基本方針

- 公営企業として、健全な経営のための取組を進めていきます。
- 維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。
- 水道施設は、中長期的な利用停止は難しく、災害時に町民へ与える影響が大きいため、予防保全型管理に努め、管路の耐震化を行うなど、安定した運用を推進します。
- 日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。
- 点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

16. 下水道施設

(1) 現況と課題

- 長寿命化計画に従って処理施設、ポンプ室及び管路の修繕等を推進しています。
- 新冠ポンプ場は下水道協会の耐震基準を満たしていないため、平成30年度に耐震補強を行う予定です。
- 下水道管路は平成5年度から整備を行っており、現時点では大きな課題はありません。

(2) 管理の基本方針

- 公営企業として、健全な経営のための取組を進めていきます。
- 維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。
- 日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。
- 点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

第5章 推進方策

1. 総合管理計画のフォローアップ

- ・ 総合管理計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、評価を実施していきます。
- ・ 進捗状況に関する評価の結果、その他状況の変化等があった場合には、総合管理計画を見直します。
- ・ 総合管理計画を踏まえた個別施設計画などの策定を行っていきます。

2. 推進体制

(1) 庁内の実施体制

公共施設の更新問題は全庁的に取り組むべき課題であるため、本計画の推進にあたっては組織横断的な取組を進めながら進行管理を行います。

また、基本方針の取組の中には、財政運営に関わる事項もあることから、中長期的な財政収支の状況に注視しながら、公共施設等の維持管理を推進していきます。

(2) 広域的な連携

いずれの自治体においても、社会保障関係や公共施設の更新に掛かる費用が、財政面を圧迫していくことは共通の認識として既に顕在化しています。今後は、行政運営においても、個々の自治体で関連施策を推進していくより、近隣自治体あるいは国、道と連携して取り組む方が、各自治体にとってより効果的・効率的に施策を推進できることも考えられます。

基本方針の取組の推進にあたっては、更なる広域的な連携の可能性も視野に入れながら、取組を進めていきます。

(3) 町民との協働体制

今後、本計画に基づき、公共施設等の再編などを進める場合には、施設利用者や町民との情報共有を図り、施設の方向性の協議を行っていきます。

3. 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、基本方針に掲げた各種取組の推進状況や可能性について、施設所管課や関連部局へのヒアリングを行い、本計画の見直しや個別事業計画の立案を検討していきます。また、公営企業会計が所有する施設については、計画的な事業運営を行っていきます。

インフラ施設については、個別の長寿命化計画や保全計画等に示される工程の進捗状況をチェックするとともに、必要に応じて計画の見直しを図ります。

新冠町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月発行

発行：北海道新冠町

編集：新冠町役場 企画課

〒059-2492 北海道新冠郡新冠町字北星町 3 番地の 2

TEL 0146-47-2111

FAX 0146-47-2600